

基本施策1 農業の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | |
|----------------|----------------|---|---|---|--------|----------------|--------------|------|--------|--------|--------|-------|-----------|-------|
| | | | | | | 区分 | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | | | | | | | 策定現状値 | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| ① 担い手の確保・育成 | 農業担い手の確保と育成 | 宍粟北みどり農林公社及び県普及センターと共に畑の講習会を開催し、新規農業者の掘起こしを行った。1回の開催(9名) 現在までに合計3回 累計31名の講習会を開催。 | 農地所有者の後継者不足の中で、市内外を問わず個人での独立就農を目的とした農業の担い手確保は、初期投資や営業開始後の収入等を考えると、現状では新たな農業者を確保・育てる事が難しいが、補助金を活用しながら自立につながった事例もある。担い手確保の間口を広げるため、非農家で興味を持っている人を増やしたり、経験が浅い人への技術指導などの支援の充実が必要。 | 現在の個人向けの補助事業については、市の財源的な問題もあり、個人の農業者にとって今後は更に厳しい状況が予測される事から、宍粟北みどり農林公社や法人組織・農業協同組合等の活動支援策を充実することで担い手確保・育成につなげる。また、宍粟北みどり農林公社が受託事業の範囲を広げ強化していくことによる経営基盤の強化や営農指導の強化を図る。 | 拡充して継続 | まちづくり指標 | 認定農業者数【累計】 | 人 | 27 | 27 | 28 | 30 | 33 | 38 |
| | 認定農業者・集落営農組織育成 | 市内において生産目標達成者や認定新規就農者へのスキルアップとしての認定農業者への誘導等を行った。また、集落営農組織の育成としては、既存の営農組織へのアンケート調査(県でとりまとめ)を実施し、現状を把握した。また、従来からの個別営農に限界を感じ新たに営農組織を立ち上げた地区も1地区あった。 | 認定農業者制度の普及啓発をしても新たな確保が難しく、また、集落営農組織は成り立ちが土地改良事業の必須要件的に創られた組織が多いため、組織そのものの存在が危なく、役員の世代交代が出来ず活動休止状態の組織も多くある。農会長が変わることで補助金の活用ノウハウが引き継がれないことなど、各農会機能の衰退が見られ、農業者や組織の意欲を高めるための支援が必要。 | 昨年度に実施したアンケート結果に基づき、担い手の高齢化や後継者対策の充実を図るため、今年度では、集落営農組織の活性化・組織の在り方等を検討し、人・農地プランの策定を促進するなど、県集落営農専門員他関係機関等とともに事業を推進する。 | 同内容で継続 | | 集落営農組織数【累計】 | 組織 | 60 | 60 | 60 | 61 | 66 | 71 |
| | 営農指導 | 県(光都農林振興事務所・普及センター)及びJAと共に、宍粟(南北)振興協議会を通じ要請に応じて、市内の農業関係者等の営農指導(普及)を行った。 | 宍粟北みどり農林公社が担い手確保のための新規就農者等の受入や耕作放棄地対策等への対応ができるように、関係機関との連携強化や公社の経営プラン実現に向けた組織力向上のための支援等を行うことが必要。 | 宍粟北みどり農林公社の組織力を強化し、支援規模を拡大するため、人件費の負担などにより新規職員採用など組織づくりの支援等を行う。 | 拡充して継続 | | 農林業被害額 | 千円/年 | 16,828 | 12,704 | 11,038 | 8,508 | 8,000 | 8,000 |
| ② 農業生産基盤の整備 | 耕作放棄地発生防止、農地保全 | 平成28年4月から農地付き空き家実施に向けた取り組みとして、下限面積を1アールとしたことで、平成28年からの成約件数は14件で31筆10,628㎡の農地となり、空き家への移住促進と遊休農地化を防ぐ事ができた。農地付き空き家制度を活用し、起業した中には全国農業新聞で紹介された成功事例もある。その他、この制度以外でも空き家と併せて農地法3条により農地を取得された件数は6件46筆29,652㎡となっている。空き家と農地を組み合わせた移住促進と遊休農地対策については効果が出たものと思われる。 | 1アール程度の農地であれば、空き家と合わせた管理が可能であるが、面積が大きくなると農会や近隣農家の支援が必要となる。入居後のフォローや営農指導の充実や受入体制の整備が必要である。市内農地の状況としては少子高齢化による後継者不足と転出や相続による土地持ち非農家と不在地主が増加し、管理できない農地が急増している。宍粟市の中山間地域では作業効率や生産性、獣害等の諸課題で営農組合や大規模農家の成功は見込めない。営農条件の不利な農地は買取、借入を希望する農家もなく、高齢者や後継者のいない土地所有者は営農や自力管理が困難で遊休農地化が急速に進んでいる。また、太陽光発電の設置などによる非農地化も見られる。営農組合や認定農業者、大規模農家も高齢化と後継者不足により存続が難しい状況となっている。 | 農業委員会との連携のもと荒廃農地の再生及び利用に対する支援を継続して実施するほか、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用した耕作放棄地の発生防止を支援するとともに、集落で話し合った再生・利用の方向性を「人・農地プラン」に盛り込むなど、担い手による活用を推進していく。また、地域農業の維持・発展を目的とする「宍粟北みどり農林公社」の支援強化をすることで、遊休農地対策や担い手・後継者不足といった課題解決に取り組む。 | 拡充して継続 | 食料自給率(カロリーベース) | %/年 | 43.0 | 42.0 | 39.0 | 40.0 | 44.0 | 45.0 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業では、農業者を中心に地域の多様な団体が参画し、農地や水路・農道等の農業用施設、さらには美しい農村景観等を守り育てる地域ぐるみの活動により、地域資源の適切な保全管理が図れた。耕作放棄地対策事業では、農村環境に悪影響を与える耕作放棄地の利活用(植樹等)を推進し、農地の保全と有効利用による農業の振興と地域の活性化が図れた。農地環境整備事業では、圃場整備を契機とした農地の面的集積及び集約化に加え、都市住民と地域住民の交流を実施することで、耕作放棄地の拡大防止と活用等、安定的な農業経営の基盤づくりが図れた。 | 市内農地の状況としては少子高齢化による後継者不足と転出や相続による土地持ち非農家と不在地主が増加し、管理できない農地が急増している。中山間地域では作業効率や生産性、獣害等の諸課題が多く、営農条件の不利な農地は買取、借入を希望する農家もなく、高齢者や後継者のいない土地所有者は営農や自力管理が困難で遊休農地化が急速に進んでいる。営農組合や認定農業者、大規模農家も高齢化と後継者不足により存続が難しい状況となっている。 | | | KPI | 市内農業総生産額【年間】 | 億円 | 14.09 | 13.62 | - | - | 14.29(R1) | - |

基本施策1 農業の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|------------------|---------------|--|--|---|--------|
| ② 農業生産基盤の整備 | 防護柵設置・維持管理 | 実施年度の前年11月頃、市内農会長会を通じ、防護柵設置(修繕含む)要望を聴取し、計画的に維持管理を行っている。農業被害額も数値上は減少傾向にある。 | 防護柵設置ができない国・県道や河川からは有害鳥獣の侵入が阻止ができない。防護柵設置に係る材料費の一部補助はあるが、個人負担があるため団地囲みが進まない。また、担い手がいなくなった集落では、設置する者がいないことや、管理不十分な防護柵では効果がない。 | 財源も厳しくなると想定されることから別事業(中山間直接支払・多面的直接支払など)併用での事業実施について関係集落への説明等を行う事で、農業者の意識を高め、適切な有害鳥獣防護柵設置、維持・管理を行う。 | 同内容で継続 |
| | 有害鳥獣捕獲・狩猟者の育成 | 個別施策を構成する事業を猟友会と連携し実施する事で、有害鳥獣の捕獲活動を推進した。また、高齢化による狩猟者の減少を抑えるため、従事者確保事業による支援を行う事で若干ではあるが猟友者の確保(特にわな猟師)ができた。 | わな猟師は農会役員の資格取得によりわずかに増えたが、捕獲頭数を増やすには、危険が伴うが銃器による捕獲が一番成果が上がる。従事者確保事業よるハンターの担い手確保・育成を行っているが、現在の銃器保持者の年齢が70歳以上と高齢化しており、今後のハンターの担い手確保が課題である。 | 従事者確保事業等を継続するとともに、国庫事業による上乗せ補助も念頭に入れ、採択要件にある市有害鳥獣対策推進協議会(宍粟市鳥獣被害防止計画)を実像のある組織として活性化に向けた取組を検討する。 | 同内容で継続 |
| ③ 生産の振興と流通の促進 | 流通経路確保・販路拡大 | 学校給食の食材として市内産の農産物を活用していただき、給食通信等で周知することで、目的達成度としての数値化はできないが、市民への地産地消への理解を深める取組を行った。 | 当市では、多くの農産物を栽培している訳ではなく、学校給食が求める食材のロットを安定的に供給する事ができない。また、作付け品種も同類のものが多く価格競争により安価での販売となり、地産地消による流通経路の確保及び販路拡大は今後も厳しい状況である。 | 経営安定所得事業等(産地交付金)の活用により野菜生産者を増やすなど地産地消事業の「地産」部分の強化を図るとともに学校給食以外の農産物直売所(ふるさと宍粟PR館等)での販売ルートを更に強化・確保するなどし、本市の実情にあった仕組みづくりを行う。 | 同内容で継続 |
| | 特産品化、6次産業化 | 特に宍粟市北部に多く植栽している山椒を、「西はりま山椒」としてブランドをできるよう推進するとともに、新たな特産にハバナロ・紫蘇など検討を行っている。また、農畜連携事業として、昨年クラスター事業を行う事で、宍粟牛の増頭と併せハリマ農協の堆肥センターも改修することで、堆肥からの循環型農業をめざしている。 | 農業の6次産業化を行うには、それぞれのセクション(各生産者・加工者・販売者)自体の組織力が弱く、一体となって事業展開が難しい。これまでも6次産業化に向けた行政主導の推進はあったが国補助(金)制度が廃止されるとともに事業も自然消滅となっている。 | 引き続き、地域特性をいかした農畜産物の特産化、農業の6次産業化に向け、県(農林・普及)及び農協等とともに生産者から加工・販売まで一貫して取組を行う農業者、農業組織を育成するための事業推進を図る。 | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|-----|-----------|----|-------|-----|-----|-----|-----------|-----|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| KPI | 若者の新規就農者数 | 人 | 2 | 3 | 5 | 6 | 5(累計)(R1) | - | |

基本施策2 林業の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|--------------|---------------|--|--|---|--------------|
| ① 担い手の確保・育成 | 林業担い手の確保と育成 | 新規林業事業者からは、初期投資に必要な新規就業者の雇用経費や高性能林業機械の購入・リースにかかる経費が軽減され、また、既存林業事業者においても同様に雇用経費の負担が減ったことで、搬出間伐をするための新たな班編成が可能となった。市内人工林の森林整備が急務な中で、新たな班編成による森林整備(間伐)に寄与するとともに、混交林整備など皆伐への対応も拡充されており、市内での雇用創出も図ることができた。 | 本補助制度は林業事業者からの評価が高く、特に制度上の課題はないが、林業担い手数などの目標値が達成できていない要因として、木材価格の低迷や間伐事業などへの造林補助金の大幅な減少(本市への割当分)が考えられる。そのため、森林所有者や林業事業者においては、間伐施業を控える傾向にあり、さらなる森林整備面積の拡大に繋がらない原因となっている。 | 毎年新規林業事業者2社と新規雇用従業員4名の雇用創出をめざし、引き続き、林業就業相談会などの就業相談や雇用啓発パンフレット等による周知活動に取り組む予定である。 | 同内容で継続 |
| | 森林大学の誘致 | 地元地域、企業とも連携し、林業実習等の環境が充実していること、大学の校舎として市所有の公共施設の提供に協力すること、学生の住環境としてシェアハウスを整備することなど誘致に努め、平成28年2月に大学の誘致が決定した。平成29年4月に開校し、学年の定員である20人近くが毎年入学してきている。また、空き家を活用し学生の半数を市が整備するシェアハウスで住居をまかなう方針の中、入居率は90%を超えており、運営は順調である。また、大学と地域の代表、市役所などで構成する育成協議会を設置し、学生生活のサポート体制をとっている。 | 今後は、卒業する学生の市内への定住につながる取組が必要となる。兵庫県立森林大学の授業などを通じて、地域行事等へ学生が参加しているが、宍粟市のことを詳しく知らない学生が多いのが現状。シェアハウスに入居している学生も休日は実家に戻る者も多く、残っている学生もアルバイトに時間を費やしており、学生と地域との交流や市内のことを知る機会を増やしていく必要がある。 | 育成協議会などを通じて、地域行事への積極的な参加を促すとともに、市内で開催されるイベントなどの情報を発信していく。 また、市が進めている木育に関連して、森林大学校での学びや宍粟市の森林のことを学生が新聞形式でまとめることで、これまでの学びを生かし、地域のことを知る機会とするとともに、市内の中学・高校生へ情報発信していくことで、大学の学生確保につなげる。 | 拡充して継続 |
| ② 林業生産基盤の整備 | 森林施業の団地化・集約化 | 国県造林補助金の割当額が不透明の中、市内人工林の約7割が伐期を迎え森林整備が急務な状況であるが、森林経営計画の認定数も年々増加し(H28:19件、H29:14件、H30:16件)、県下で突出するほどの認定数となっている。 | 造林補助金割当額の大幅な減額に加え、令和元年度から環境林整備事業の廃止に伴い、同年度から市に配分される森林環境譲与税を財源とした間伐事業(切捨間伐)の実施を余儀なくされている。そのため、森林所有者や林業事業者からは、間伐施業を手控える傾向にあり、更なる森林整備面積の拡大に繋がらない原因となっている。 | 平成30年度で廃止となった環境林整備事業(切捨間伐)の代替施策については、森林環境譲与税を活用した市独自事業「条件不利地間伐推進事業」により対応するが、これまでの国県造林補助金の予算要望に合わせ、今後も、切捨間伐も含めた間伐事業全体での要望をしていく方針である。あわせて、林地残材や未利用材の利活用について引き続き支援していく。 | 新たな制度に見直して実施 |
| | 林地残材や未利用材の利活用 | 木質バイオマスの燃料用となる未利用材についても、年次計画的に用材とともに搬出しているため人工林内には林地残材がほぼない状況である。 | 木質バイオマスに活用されるペレットについて、市内事業者が県内の供給源となっており、需要が増加している。 | | |
| ③ 宍粟材流通の整備促進 | 宍粟材の流通拡大 | 宍粟材の流通システムについては、市内2施設での原木取扱量は年々増加する中で木材流通量も比例して増えているものの、流通のほとんどは市外向けであり市内での取り扱いは少ない。 | 市内での宍粟材の流通量を増やすことでさらなる経済循環の増加が望まれる中で、エンドユーザーは安価な外国産材を求める傾向にあり、市内の林業事業者等が企業間連携した中での宍粟材の普及啓発に行きついていない。 | 不透明な国県造林補助金になるべく頼らない森林整備として、長期受委託による川上～川下事業者が連携した森林管理などを検討し、県の「森林クラウド活用情報高度化事業」を活用し、顧客のニーズに応じた安定した材の確保により「欲しいときに手に入る、何でも揃う」流通システムを構築することにより、質より量による宍粟材の付加価値をつける。具体的には、「ひょうごの木利用拡大協議会」(県事務局)や「宍粟材推進会議(プロジェクトチーム)」(市事務局)の中で、川上から川中、川下の林業事業者や国・県等の行政機関と連携し、市内での経済循環型林業の基本構想を主眼に置いた制度設計を検討する。 | 新たな制度に見直して実施 |
| | 林業の6次産業化 | 兵庫木材センターにおいて、間伐、製材・加工、販売までを行う6次産業化が展開されており、雇用もかなり増えている。 | 兵庫木材センター以外の市内林業事業者においては、企業間連携による宍粟材の流通が十分に行えていない。 | 「ひょうごの木利用拡大協議会」や「宍粟材推進会議」などを通じて、市内林業事業者が積極的に宍粟材を活用できる仕組みを検討する。 | 新たな制度に見直して実施 |
| | 宍粟材の利用拡大 | 宍粟材を活用した新工法や新技術などの活用は検証段階であり、宍粟材の利用拡大には繋がっていない。 | 「しろう材ブランド化推進グループ」において、付加価値のある宍粟材の活用方法を検討しているが、強度など品質にばらつきがあるため新工法や新技術などの活用には至っていない。 | 宍粟材のブランド化を検討する中で、原木の段階での強度等の品質特性や加工技術を検証するとともに、宍粟材の特性を生かした活用方策を検討する。 | 新たな制度に見直して実施 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|---------|
| | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | 策定現状値 | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| まちづくり指標 | 林業担い手人数【累計】 | 人 | 163 (H25) | 162 (H27) | 168 (H28) | 164 (H29) | 183 | 199 |
| | 素材生産量 | m ³ /年 | 80,203 (H25) | 87,989 (H27) | 127,118 (H28) | 84,079 (H29) | 104,000 | 124,000 |
| KPI | 素材生産量【年間】 | m ³ | 80,203 (H25) | 87,989 (H27) | 127,118 (H28) | 84,079 (H29) | 96,200 (R1) | - |
| | 新規林業雇用者数 | 人 | 5 | 7 | 13 | 17 | 5年間で20 (R1) | - |
| | 宍粟材利用家屋建築への支援件数 | 件 | 16 | 8 | 3 | 7 | 5年間で65 (R1) | - |

基本施策3 商工業の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | |
|-----------------|-------------------------|--|--|---|--------|----------------|-------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------|
| | | | | | | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | | | | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| ① 中小企業の経営安定化 | 中小企業の経営安定化、強化 | 資金融資制度は平成29年度が35件1億3,731万円の融資実行、平成30年度は34件1億5,020万円の融資実行の見込みであり、市内中小企業の経営安定化、強化に向け有効に活用されている。 | 資金融資制度自体は順調に活用されているものの、借入時の金額を基準とする融資限度額の運用方針について、検討が必要になっている。また、融資利率も数年据え置きとなっており、金融機関独自の融資制度との調整を図りながら、市況に即した利率への改定も検討すべき状態。制度自体のさらなるPRも必要。中小企業の事業承継も課題。 | 引き続き資金融資制度のPR、活用を促進するとともに、融資限度額の運用方針、据え置きとなっている利率、返済年数、事業者の1年以上の居住要件などについて、兵庫県中小企業融資制度との整合も図りつつ金融機関と調整する。 | 同内容で継続 | まちづくり指標 | 製造品等出荷額(4人以上の事業所) | 億円/年 | 637.4 (H25) | 637.4 (H26) | 568.6 (H28) | 610.4 (H29) | 現状値を維持 | 現状値を維持 |
| | 既存企業の市外流出防止 | 既存企業8社が、産業立地促進助成事業を利用されることにより、施設の建替地や工場の増設地として市内を選択され、企業の市外流出等を防止することができた。 | 市外企業の進出も含め、産業立地促進助成制度は一定の効果を生み出しているものの、既存企業の市外流出が完全に防止できていない。 | 産業立地促進条例における助成に引き続き取り組む中で、市内外に向けた周知を強化していく。 | 同内容で継続 | | 商品販売額 | 億円/年 | 412.3 (H24) | 474.3 (H26) | 507.2 (H28) | 507.2 (H28) | 現状値を維持 | 現状値を維持 |
| | 商店街の活性化 | 商工会と連携する中、商店街の事業主を中心に、自分たちで商店街を活性化しよう『山崎中心市街地活性化委員会』が立ち上がり、委員会へ助成を実施し、商店街でのイベント実施や、新規店舗がオープンするなど、商店街の活性化に寄与している。また、兵庫県立大学と連携することにより、大学生の視点から見た商店街の活性化についてのアイデアを募集し、もみじ祭り当日にもスタッフとして関わっていただくことで新たな取組につなげることができた。一方、北部の商店街に対しては、具体的な取組ができていない。 | 山崎中心市街地活性化委員会への助成は令和元年度で終了となる。今後の活動に際し、一定の支援が必要と認識しているものの、令和2年度以降についての見通しは立っていない。北部商店街も含め、商店街の維持、継続、活性化のためには、事業承継は大きな課題であり、また、直接的な補助・助成だけでなく、多角的な視点からの支援も必要。 | 商工会と連携する中で、山崎中心市街地活性化委員会が自立していけるよう、また、整備した施設や組織をさらに活用してけるよう、支援を検討していく。今後、市内の商店街のにぎわいを減退させることなく、活性化に繋がる仕組みや支援策を研究し、取り組んでいく。 | 同内容で継続 | | 従業員数(工業統計) | 人/年 | 4,605 (H25) | 4,358 (H26) | 4,114 (H28) | 3,333 (H29) | 現状値を維持 | 現状値を維持 |
| ② 企業誘致の推進と起業家支援 | 雇用の創出 | 産業立地促進助成事業の実施により、企業誘致・市内企業の市外流出防止に一定の効果을あげており、雇用の創出を図れている。 | 起業については、業種に制限がなく多くの起業家を生み出している一方、市の財源に限られているなか、予算確保が厳しくなっている。また、事業承継に対する助成がないため、廃業する、また廃業予定の事業者がある。 | 引き続き、企業誘致や起業支援を行うとともに、事業承継に対しても支援策を検討するなど、若者が安心、安定して働くことができる環境の創出を図っていく。また、起業家支援については、これまで支援してきた起業家にヒアリングを実施して事業効果の検証を行う中で、成功者の事例をもとにチラシ等を作成する。 | 拡充して継続 | KPI | 従業員数(商業統計) | 人/年 | 2,389 (H24) | 2,471 (H26) | 2,334 (H28) | 2,334 (H28) | 現状値を維持 | 現状値を維持 |
| | 企業誘致適地の整理・情報発信 | 市のHPにおいて、学校跡地他の企業誘致適地を紹介し、相談等も随時受ける状況の中で、3社の誘致につなげることができた。 | 企業団地がない状況であり、それ以外の企業誘致の適地整理をするとなれば相当の事務量が発生すると思われる。また、企業誘致推進員の確保ができていない。 | 自分たちから発信できていない分、問い合わせや相談に対して、国、県への確認等も含めて真摯な対応・調整をすることで企業誘致の成功につなげていく。 | 同内容で継続 | | 製造品出荷額【年間】 | 億円/年 | 637.4 (H25) | - (H27) | 568.6 (H28) | 610.4 (H29) | 現状値を維持(R1) | - |
| | 企業立地の促進 | 播磨圏域連携中枢都市圏でのパンフレットを作成し、圏域全体での誘致を促進した。 | 播磨圏域連携中枢都市圏の市町それぞれが当該市町へ企業誘致を望む中、連携はなかなか難しいと思われる。 | 現在、播磨圏域連携中枢都市圏における連携事業として行われているアンケートなど、連携できる事項については、継続して連携していく。 | 同内容で継続 | | 商品販売額【年間】 | 億円/年 | 412.3 (H24) | - (H27) | 507.2 (H28) | - (H29) | 現状値を維持(R1) | - |
| | 起業しやすい環境づくり | 商工会との連携により、創業塾の開催をはじめとし、経営相談や市の支援制度の広報周知を図り、平成27年度以降、24の起業家を生み出した。 | 多くの起業家を生み出す環境づくりは一定できているものの、起業された方の状況調査、助成制度の効果検証手法が確立できていない。 | 商工会と連携し、起業された方に対する経営相談などのフォローアップ体制の充実を図っていく。 | 同内容で継続 | | 従業員数(工業統計)【年間】 | 人/年 | 4,605 (H25) | - (H27) | 4,114 (H28) | 3,333 (H29) | 現状値を維持(R1) | - |
| | 多様な形態の起業支援 | 元気げんき大作戦補助金(H28:16件 H29:18件 H30:16件)や宍粟女子キラキラパワーアップ応援補助金(H29:7件 H30:4件)により地域活性化等を目的とする団体に対して支援を行った。一方で、地域コミュニティ活動やボランティア、NPO活動などの起業は実現できなかった。 | 補助金が3年(場合によっては5年)と限定されている中で、起業につなげ、補助に頼らない活動に至るケースが少なく、資金調達が課題となっているものと考えられる。 | 地域コミュニティ活動団体が起業に行きつく前段として、資金調達の手法としてクラウドファンディングの活用を進める中で、まずは継続して団体が活動できるよう支援していく。 | 同内容で継続 | | 従業員数(商業統計)【年間】 | 人/年 | 2,389 (H24) | - (H27) | 2,334 (H28) | - (H29) | 現状値を維持(R1) | - |
| ③ 新たな地域産業の展開 | 商工会、観光協会との協議の場の設定 | 毎年3回、行政と商工会による経済懇談会を開催し、不定期ではあるが観光協会も参加する中、産業振興に関する課題や提言などについて、協議を深めている。 | 経済懇談会を実施し始めて数年経過するなかで、色々な意見交換がされているものの、本来の目的である産業振興の取組み以外の協議も多くなってきた。 | 経済懇談会を産業振興の取組みを進めるための有意義な懇談会として継続していけるよう、商工会事務局との調整を図っていく。 | 同内容で継続 | 企業立地相談件数【年間】 | 件 | 14 | 16 | 9 | 8 | 15 (R1) | - | |
| | 異業種交流による販路拡大・新商品開発 | ビジネスマッチングの場として宍粟ビジネスサポートを毎年開催し、神戸のバイヤーとのつながりなど、販路拡大等に一定の成果を上げている。 | 宍粟ビジネスサポートで企業の紹介を目的とした高校生の来場がなされるようになり、定住や就労支援策としての場は広がったものの、本来のビジネスマッチングの場としての成果がでづらくなっている部分がある。 | 定住や就労支援策としての高校生来場を継続しても、ビジネスマッチングの場という本来の趣旨を大事にした企画としていく。また、定住自立圏の中で広域でビジネスマッチングをすることも視野に入れ販路の拡大の機会を創出する。 | 拡充して継続 | 創業者実数 | 件 | 3 | 3 | 11 | 13 | 5年間で67 (R1) | - | |
| | 産地ブランド化や6次産業化に向けた仕組みづくり | 新たな産地ブランド品を生み出す事業者による産業連携促進事業で支援するなど、一定の取組はできている。平成28年・29年に実施した地域経済循環調査により、市内の個人及び事業者の経済循環率を把握することができた。 | 産業連携促進事業などのPR、支援後のフォローアップができていない。 | 地域資源の色々な可能性を探り、行政内他部署との連携も大事にしつつ、産官金の連携の中で、宍粟で生産されたものを使用する仕組みづくりや意識の醸成に取り組み、事業者の地域経済循環率を高めていく。 | 拡充して継続 | 合同企業説明会での新規雇用数 | 人 | - | - | - | - | 5年間で35 (R1) | - | |

基本施策3 商工業の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|-----------|-------------------------|---|---|---|--------|
| ④ 就職支援の充実 | 就業支援 | 商工会、西兵庫信用金庫と連携し、合同企業説明会 JUMP UP SHISO やインターンシップ事業の開催、企業インターンシップ推進事業補助金の創設など、就業支援に対する様々な事業を行ったが、市内企業への就職にはなかなかつながらなかった。 | 企業説明会の開催、インターンシップ事業の実施時期や場所の選定がうまくいっていないと思われる。また、ハローワークの出張相談会が令和元年度途中で取りやめとなる。 | 出張相談会が取りやめになっても、ハローワークと連携して雇用対策に一層取り組むために、令和元年度中を目途に雇用対策協定を締結する。企業説明会等については、商工会、西信と連携し、開催時期や場所のことも含め、より効果的な手法を検討していくとともに、市内企業の魅力の効果的な情報発信などに力を入れていく。また、企業としても出展時の自社PRなどに関するスキルアップをめざしていただく。 | 同内容で継続 |
| | 就職情報の提供 若者失業者等への就労支援 | 平成29年から開始した無料職業紹介業務について、平成30年度は総合的な仕事の相談窓口として市役所1階で業務を拡充して開設し、市内の求人・求職情報を多く取り扱い、就業につなげることができた。また、就職サイトはしまっちに登録されている学生に向けて市内就職情報を発信し、市内企業情報を知ってもらうきっかけをつくることできた。 | 無料職業紹介を行っている「わくわくステーション」の広報啓発に力を入れているが、市民の認知度がまだ低いと思われる。 | わくわくステーションの認知度を高める広報啓発に工夫を凝らし、さらに力を入れるとともに、求人開拓も積極的に行い、多くの就職情報を的確に提供できる場とする。 | 同内容で継続 |
| | 広域的に就労できるような支援の実施 | 市内に居住しながら遠距離通勤ができる仕組み、また、宍粟に居住しながら阪神地方などの大学や専門学校に通学でき、将来的に宍粟に居住したままで就職してもらう仕組みとして、通勤・通学手当の一部を助成する制度を構築した。また、ひめじ若者サポートセンターとの連携により、2年間で5名の相談・登録、1名の就業につなげることができた。 | 通学者も対象となっている中、通勤者の申請が毎年1件程度しかない状態である。また、通学対象者についても卒業後に転出される方が多く、本来の効果がなかなか表れていない。 | 通勤通学助成については、助成開始後4年を経過し、大学等卒業者の就職先等のデータも一定蓄積してきているので、効果について十分検証を進め、効果を伴わないと判断すれば、事業の見直し、廃止を検討する。 | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|-------|-----------------------|----|------------|-----|-----|-----|-----|---------|---|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| K P I | 宍粟市内の25歳～44歳の女性の就業率 | % | 72.5 (H22) | - | - | - | - | 79 (R1) | - |
| | 「ひょうご仕事と生活の調和」推進企業認定数 | 企業 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 (R1) | - |

基本施策4 観光の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------------|----------------------|---|---|--|--------|---------|------------------|------|-------|-------|--------|-------|-------------|-------|
| | | | | | | 区分 | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | H26 | H28 | H29 | H30 | | | | R2 | R7 | | | | |
| ① 魅力の発信の強化 | 総合的・戦略的な観光プロモーションの展開 | もみじの紅葉期間が千種町～山崎町まで長期間に及ぶことから、全町域で連携したもみじ祭りとする事で一体的にPR。 フェイスブックやきてーなで市内イベントの開催等をPR。そのほか、東京、大阪や阪神間、播磨地域のイベント等において宍粟の特産品や観光地をPR。 | 宍粟市への観光客は阪神間、岡山県、鳥取県などの近県からが多いが、近県市民等でも宍粟市のことをあまり知らない方がおり、近隣への観光情報の発信が不足している。 バスでの移動が難しいことから、マイカー以外の観光客が容易に宍粟市を観光できない。東京圏でのPRも実施したが、移動に時間がかかりすぎるうえ、市内での移動もできないため東京圏から観光客を誘客することは困難。 宍粟市に行けばこれが体験できるという際立ったコンテンツが確立できていない。また、文化財を活用した効果的な情報発信が十分でない。 | 山崎中心市街地活性化委員会の取組により店舗が増加している。また酒蔵通りも活気づき始めている。観光情報の発信をこれまで同様に継続していく中で、市の発酵のまちづくりやもみじ祭り、藤祭りや連携し効果的な宣伝を行い観光誘客を促進していく。また、SNS等を通じた口コミによる観光情報の拡散を狙い、FMパーソナリティが観光地を巡りながらレポートするツアーを実施するなど、実際に現地を訪れた方の生の声がネット上で配信されるPRを実施する。 また、市内観光地への周遊を促すように日本酒発祥の地庭田神社、播磨の国一宮伊和神社、カヌー体験など起点となる観光スポットに「文化財及び歴史」を絡めた効果的な観光情報を発信する。 都会にない魅力は宍粟の山・川などの自然資源である。森林セラピーやカヌー体験、宍粟50名山の登山等の体験型観光を継続してPRするとともに、例えば宍粟牛のステーキの提供、温泉施設の利用など体験以外の「食」や「温泉」などを絡めた宍粟ならではの観光ツアーを確立をしていくとともに、旅行事業者へのバスツアー実施を促すバス代の補助など支援を検討する。 | 同内容で継続 | まちづくり指標 | 観光入込客数【延べ】 | 千人/年 | 1,217 | 1,165 | 1,061 | 1,053 | 1,400 | 1,600 |
| | 広域的な観光事業の推進 | 播磨地域の地酒を連携してPRする「はりま酒文化ツーリズム」の一環で、宍粟の酒蔵と日本酒発祥の地である庭田神社をPR。 定住自立圏2市2町(たつの市・宍粟市・佐用町・上郡町)で、各市町の観光スポットを巡るバスツアーを開催。また、連携中枢都市圏8市8町(播磨地域)で、各地域のグルメやお出かけ情報を地元記者がタイムリーに情報発信。 兵庫・岡山・鳥取の県境自治体が連携し、インバウンド事業として各市町の観光スポットを中国語で紹介したパンフレットを作成し、台湾の旅行者等を対象として現地でPR。 国道29号沿線市町等が連携し、国道29号線の風景をPRしたことで、「日本風景街道」として国土交通省より認定を受けた。 | 宍粟市単独では旅行会社のツアーを呼び込むことが難しいため、広域な観光ルートの設定が必要だが、各市町の観光資源に距離があることや設定する観光地を調整することが難しく、定住自立圏や連携中枢都市圏など広域で観光地を周遊するモデルコースの設定に至っていない。 インバウンド事業は、市内の観光地の受入体制が不十分で外国人への対応が難しい状況にある。 | はりま酒文化ツーリズム事業の一環として、宍粟の酒蔵を継続してPRしていく。 インバウンドについては、広域での通訳の育成や情報発信など、自治体連携により事業を進めていく。 | 同内容で継続 | | 道の駅利用者数【延べ】 | 千人/年 | 434 | 441 | 412 | 437 | 490 | 560 |
| ② 観光客の受入体制の充実 | 観光振興に関する取組みの総合調整 | しろう森林王国観光協会との連携・支援するとともに、森林管理署や地元地域、個人や団体と調整し、森林セラピーの推進、日本酒発祥の地、発酵のまちづくりを展開した。 | しろう森林王国観光協会と連携して事業に取り組む個人や団体を増やしていく必要がある。協会員は市内の観光関係事業者とイベントを通じて徐々にではあるが連携が広がりにつつある。観光協会のマンパワー不足も課題。 | 引き続きしろう森林王国協会と連携し、食旅塾の取り組みを広げていくなど観光振興を担う人材の育成と地域活動団体との連携を図り、地域資源を活用した体験型ツーリズムを展開していく。 | 同内容で継続 | K P I | 森林セラピー体験者数【年間】 | 人 | - | 947 | 644 | 434 | 3,000 (R1) | |
| | 観光を担う人材の育成・支援 | しろう森林王国観光協会の事業として食旅塾が開催され、食を通じて観光に携わる人材の育成や交流を促進。また、森林セラピーのガイドを養成(2019年現在100人超)したほか、旧山崎藩の城下町を案内するやまさきまち歩きガイドの会、千種鉄を紹介するたたら里ちくさガイドの会を支援し、体験メニューやツアー、イベント等でガイドが活用された。 | 森林セラピーの利用者を増加させるために、利用料金の見直しとガイド料金の調整が必要である。 | 森林セラピーの利用料金等をしろう森林王国観光協会と協議しつつ、見直しを行う。 | 同内容で継続 | | 氷ノ山ツーリズム登山者数【年間】 | 人 | - | 3,393 | 3,263 | 2,948 | 10,000 (R1) | |
| | 異業種連携体制づくり | 2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合が主催する東京都内のPRブースに3か月間にわたり出展し、宍粟市の食材や地酒をPR。 | しろう森林王国観光協会が実施した食旅塾では、観光関連事業者、飲食業事業者が参加しており、今後は他の団体との連携や特産メニューの普及が課題である。 | 引き続きしろう森林王国協会と連携し、食旅塾の取り組みを広げていくなど観光振興を担う人材の育成と地域活動団体との連携を図り、地域資源を活用した体験型ツーリズムを展開していく。 | 同内容で継続 | | カヌー利用者数【年間】 | 人 | 7,469 | 7,868 | 10,455 | 9,027 | 10,000 (R1) | |

基本施策4 観光の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------------------------|---|--|---|--------|------------------|--------------|----|--------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|----|
| | | | | | | 区分 | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | | | | | | | 策定現状値 H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| ③ 観光拠点の整備 | 観光ステーションの整備、観光施設とのネットワーク化 | 道の駅みなみ波賀を北部の観光施設の拠点として整備を行ったが、観光ステーションについては候補地の選定に至らなかった。 | 観光ステーションは候補地の選定に時間を要している。市内の観光施設とのネットワーク化については、しそ森林王国観光協会との連携は不可欠である。今後の進め方も含めて協議を進める必要がある。 | 酒蔵通りには店舗が徐々に増え活気づき始めており、宍粟市の玄関口の酒蔵通りに観光客の最初の導線が確立できれば、その周辺に情報発信拠点施設ができれば効果的であると考えられるため、観光ステーションの位置も含めて再検討していく。 | 拡充して継続 | K P I | 年間観光入込客数 | 万人 | 121.7 | 127.6 (H27) | 116.5 (H28) | 106.1 (H29) | 136.0 (R1) | - |
| | 観光客の利便性を高める環境整備 公共交通の利用促進のための環境整備 | 観光施設のトイレ洋式化、バリアフリー化・スロープ設置等を順次進めている。また、Wi-Fi化も一部の施設では整備されている。多言語化については、インバウンドを受け入れる体制が整っていないため進んでいない。 また、山崎インター近くの兵庫県みどり公社跡地の一部にパークアンドライドを整備し、高速バスへの乗り継ぎ場所として、公共交通の利用促進につなげた。 | インバウンドを受け入れるためには観光施設の受け入れ態勢が整っていなければならない。案内標識の設置など多言語化を進める段階に至っていない。 | 引き続き観光施設のトイレ洋式化を進めていく。スキー場の来場者数の増加を図るため人工降雪機等の設備・機能の拡充を検討。また、日本酒発祥の地をPRする観光案内看板を設置していく。インバウンドについては、広域での通訳の育成や情報発信など、自治体連携により事業を進めていく。 | 拡充して継続 | | ふるさと納税寄付金額 | 億円 | 1.3 (H26) | 3.3 | 4.4 | 5.36 | 5年間で 11.5 (R1) | - |
| ④ 異業種・異産業連携によるニューツーリズムの推進 | 地域資源を生かした新たな取組み | 平成28年度から2つの森林セラピーロードをPR、東山ロードを認定に向け整備した。 日本酒発祥の地を市内外のイベントでPR。山崎中心市街地活性化委員会の取組として、まぼろしのお酒「三笑」を復活させPR。 道の駅や店舗に宍粟材で製作した自転車ラックを設置しサイクリストにPR。8市8町の連携中枢都市圏域事業の中で宍粟市のサイクリングコースを設定し、サイクリングイベント等を実施。 市民等の参画による発酵のまちづくり研究会を立ち上げ、宍粟市ならではの発酵の取組について調査・研究を行った。 宍粟50名山はガイドクラブにより+5山を認定。登山バスツアーを旅行会社と連携して実施。 市の北部に位置するカヌー競技場への大会誘致が年々増加し、体験者数も伸びつつある。 | 宍粟50名山登山を実施しているやまたびエクスプレスでは、天候などにより最小催行人数に満たず観光ツアーが実施できていないことがある。 森林セラピーでは参加者が伸び悩んでおり、料金の見直しが必要。セラピーロードを千種につくりたいという声もある。また、森林セラピーとカヌー体験など地域資源と観光・スポーツをセットにしたプログラムの強化や団体・企業向けのプログラムを開発していく必要がある。 | 旅行事業者と連携し、コンセプト(目的やターゲット等)を再考することで、宍粟の観光資源である50名山や音水湖などを活用した宍粟らしいツアーの実施と旅行事業者へのツアーの支援(バス代の補助)を検討する。 宍粟の野菜づくりや収穫をする農業体験と宿泊を連携したツアー(市内に農家民宿は1件)の構築に向け農業関係者と協議をする。 発酵のまちづくりを具現化するために市内事業者に呼びかけ協議会を発足させる。宍粟市ならではの発酵食品の開発をめざすとともに、発酵食の効果と健康づくりを推進する。 | 同内容で継続 | | ふるさと市民制度登録者数 | 人 | 200 (H26) | 277 | 346 | 378 | 300 (R1) | - |
| | | | | | | 広域連携事業数(連携中枢都市圏) | 事業 | - | 17 | 27 | 36 | 41 (R1) | - | |

基本施策5 生活景観の保全

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|-----------------------------|-----------------------------|--|---|---|--------|
| ① 空き家等の 管理の推進 の適正な | 空き家等に対する適正な措置 | 平成26年に宍粟市老朽危険空き家除却事業補助金交付要綱を施行し、現在までに情報提供が寄せられたものの内、建築物や附属工作物の適正な管理が行われていない物件が25件ある。この25物件について、所有者等へ適正な管理をお願いする文書を送付した結果、現在までに補助事業を活用して7件の除却が行われ、2件が自主撤去されている。未だ、適正な管理が行われていない16物件の所有者等には、引き続き適正な管理を依頼している。 | 空き家の所有者等の特定は、所有者が死亡の場合相続人調査する必要がある、ケースによるが相当の時間を要する場合がある。これまで除却が行われた物件は、所有者等の特定や連絡がスムーズにできたことから取壊しの実績に繋がっている。除却が進まない理由としては、家屋の敷地は固定資産税の課税標準額を1/6又は1/3とする住宅用地特例が講じられているが、除却後は適用されないことが一因となっている。 | 空き家対策条例に基づいて、指導、助言、勧告等を行っていく。 | 同内容で継続 |
| | 屋外広告物の適正な規制・指導 | 看板を製作する事業者への啓発や毎年9月に国土交通省や警察と連携したパトロールにより、違反広告物は減少している。 | 各地域でクリーン作戦等への開催頻度や参加率に差があり、高齢化の影響や環境美化への意識の差があると考えられる | 市民の環境美化意識の向上のため、各地域で行われるクリーン作戦等への物資提供(ごみ袋)と収集されたごみの運搬支援を行う。ごみの持ち帰り運動の推進及び市外からの入込客へのポイ捨て禁止の啓発周知に努めていく。また、河川の水質監視を行うとともに、環境美化に繋がる新たな施策についても検討していく。 | 同内容で継続 |
| ② 環境美化の 推進 | 環境美化に対する市民の意識向上 | 市民の環境美化意識を高めるためにクリーン作戦に合わせてごみ袋を提供し、自治会等の団体が実施する環境美化活動を支援した。 | 目立った不法投棄は減少してきたと感じるが、道路沿いや河川内等へのごみのポイ捨ては各所で見られることから、各種イベント等でのごみの持ち帰り運動の周知徹底不足や市外からの入込客へのポイ捨て禁止の注意喚起不足も要因の一つと思われる。 | | 同内容で継続 |
| | ポイ捨て、ペットの飼い方のマナー啓発 | 市役所前にポイ捨て禁止の懸垂幕を設置するとともに、空き缶やごみのポイ捨て及びペットの飼い方についての看板が必要な自治会への設置、広報・HPでの周知など市民啓発に努めた。 | | | |
| | 不法投棄対策 | 不法投棄対策としてパトロールを行うとともに、必要な場所には監視カメラや不法投棄禁止看板を設置した。また、県や警察と連携して不法投棄者の特定に努めた。これらにより、不法投棄が大きく減少している。 | | | |
| ③ 里山・田園 景観の保全 | 耕作放棄地の発生防止、住民参画型の里山・田園景観の保全 | 平成28年4月から農地付き空き家実施に向けた取組として、下限面積を1アールとしたことで、平成28年からの成約件数は14件で31筆10,628㎡の農地となり、空き家への移住促進と遊休農地化を防ぐ事ができた。農地付き空き家制度を活用し、起業した中には全国農業新聞で紹介された成功事例もある。その他、この制度以外でも空き家と併せて農地法3条により農地を取得された件数は6件46筆29,652㎡となっている。空き家と農地を組み合わせた移住促進と遊休農地対策については効果が出たものと思われる。また、農業委員会による農地パトロールの実施による指導等により、若干ではあるが耕作放棄地の発生防止を図ることができた。 | 1アール程度の農地であれば、空き家と合わせた管理が可能であるが、面積が大きくなると農会や近隣農家の支援が必要となる。入居後のフォローや営農指導の充実や受入体制の整備が必要である。市内農地の状況としては少子高齢化による後継者不足と転出や相続による土地持ち非農家と不在地主が増加し、管理できない農地が急増している。宍粟市の中山間地域では作業効率や生産性、獣害等の諸課題で営農組合や大規模農家の成功は見込めない。営農条件の不利な農地は買取、借入を希望する農家もなく、高齢者や後継者のいない土地所有者は営農や自力管理が困難で遊休農地化が急速に進んでいる。また、太陽光発電の設置などによる非農地化も見られる。営農組合や認定農業者、大規模農家も高齢化と後継者不足により存続が難しい状況となっている。 | 荒廃農地の再生及び利活用に対しての支援を継続して実施するほか、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を活用した耕作放棄地の発生防止を支援するとともに、集落で話し合った再生・利用の方向性を「人・農地プラン」に盛り込むなど、担い手による活用を推進していく。また、地域農業の維持・発展を目的とする「宍粟北みどり農林公社」の支援強化をすることで、遊休農地対策や担い手・後継者不足といった課題解決に取り組む。さらに、継続して農地パトロールなどを行い関係機関と協力することで耕作放棄地対策を図っていく。 | 拡充して継続 |
| | | 多面的機能支払交付金事業では、農業者を中心に地域の多様な団体が参画し、農地や水路・農道等の農業用施設、さらには美しい農村景観等を守り育てる地域の活動により、地域資源の適切な保全管理が図れた。耕作放棄地対策事業では、農村環境に悪影響を与えない耕作放棄地の利活用(植樹等)を推進し、農地の保全と有効利用による農業の振興と地域の活性化が図れた。農地環境整備事業では、圃場整備を契機とした農地の面的集積及び集約化に加え、都市住民と地域住民の交流を実施することで、耕作放棄地の拡大防止と活用等、安定的な農業経営の基盤づくりが図れた。 | 市内農地の状況としては少子高齢化による後継者不足と転出や相続による土地持ち非農家と不在地主が増加し、管理できない農地が急増している。中山間地域では作業効率や生産性、獣害等の諸課題が多く、営農条件の不利な農地は買取、借入を希望する農家もなく、高齢者や後継者のいない土地所有者は営農や自力管理が困難で遊休農地化が急速に進んでいる。営農組合や認定農業者、大規模農家も高齢化と後継者不足により存続が難しい状況となっている。 | | |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|----------------|-----|-------|------|------|------|---------|---------|
| | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | 策定現状値 | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| まちづくり指標 | クリーン作戦等の参加世帯割合 | %/年 | 69.9 | 61.6 | 75.5 | 68.5 | 76.0 | 81.0 |
| | 耕作放棄田率 | %/年 | 13.6 | 12.4 | 8.4 | 9.1 | 現状値より減少 | 現状値より減少 |

基本施策5 生活景観の保全

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|-----------------|-----------------------------|---|---|--|--------------|
| ③ 里山・田園景観の保全 | 耕作放棄地の発生防止、住民参画型の里山・田園景観の保全 | 里山林整備については、国・県事業以外にも市独自施策として拡充した事業の要望件数が極めて多く、里山整備構想の内容を審査した上で実施しており、H28:4件、H29:8件、H30:11件の採択により、市民主体の里山づくりにつなげることができた。また、さらなる里山整備のため、補助金額の拡充の検討を行った。 | 県の住民参加型里山整備事業では、採択件数に制約があるため里山整備を希望する市民要望に応えられない課題がある。 | 令和元年度から新たな「彩りの森づくり事業」として市民による里山整備を進めていくこととする。 | 新たな制度に見直して実施 |
| | | 地域活動の推進を図ることを目的とした「どがいじゃろえ」地域プランの内容については、地元住民の理解を得ており、事業の有効性の評価も賛同されている。平成28年度以降の主な取組は以下のとおり。 ・西山防災広場(基盤、排水、防塵舗装)工事の実施(H28) ・針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業については、黒土地区26haについて、県民緑税関係の事業が採択されH30に調査測量が実施され、令和元年度には造成事業が実施される予定。 ・小水力発電事業(黒土地区)は、平成29年度に現地事業効果調査等が実施された。 | 当該プランは、千種地域の中心地域の荒廃を阻止し、千種町が共に元気で創造的なまちとなるよう地域資源等を活用した地域活動の推進を図ることを目的に策定されているが、中心部以外の地域についても検討していく必要がある。 ・森林空間を利用したエリアづくりは、特に市外に転出されている所有者の森林の所有者の理解を得ることが困難となっている。 ・小水力発電整備は、取組を検討している自治会の財源的な課題などにより具体的な実施スケジュールを示すことが困難となっている。 | 当該プランは、中心部だけのプランとなっているので、今後は全地域に拡充したプランに見直していく。 ・森林空間を利用したエリアづくりは、森林所有者の理解を得ること、特に市外に転出されている所有者の理解を得ることが困難となっているが、粘り強く理解を求めるとともに、市有林等実施可能なところからの事業展開を検討していく。 ・小水力発電整備計画は、自治会の財源などが課題となっていることから、自治会が取り組む中で、関係機関の支援について調整していく。 | 拡充して継続 |
| | | 平成29年8月に総合戦略をより重点化した施策として「日本一の風景街道づくり」を掲げ、次の取組を実施している。また、市の補助制度により地域づくり団体の活動を支援している。 ・景観形成につながる森林整備、苗木の育成と配布 ・中心市街地活性化の取組支援による町並み再生 ・最上山公園もみじ山の整備、広葉樹の植栽 ・耕作放棄地の活用を支援 地域風景から生業づくりの検討、他地域の事例研究、地域団体等への取材 ・風景と生業づくり講演会、地域団体等の活動発表 中心市街地活性化として旧城下町の景観を生かした取組や、棚田で収穫できる米のブランド化、街道沿いに桜を植樹し、桜並木として地域内外から人を呼ぶなど地域において活動の芽がでてきている。 | 風景と生業づくりにつながる取組を展開する地域団体等へ聞き取りにおいて、次のような声が聞かれた。 ・活動を継続していくための資金繰り(安定した収入がない) ・活動している担い手の高齢化や事務ができる人材の不足 ・生産した商品の販売ルートの確保、開拓 また、日本一の風景街道づくりのイメージや方向性が共有できる全体構想や取組を支援する枠組みができていないことから、地域団体の取組がそれぞれ単発になっており、市全域への広がりが少ない。全市的に共有できるコンセプトや方向性が必要だが、「日本一の風景街道」という大きなイメージと風景と生業を関連づけるということのみで具体性に欠ける。 農業、林業、商工業、街道、河川、まちづくりなど多様な業種に関係しているが、市の全体的なコンセプトに加え、各業種における取組の方向性やめざす姿を共有していくにあたり、担当部署や各種団体との意識共有が進められていない。 | 生業から風景がつくられているということをあらためて意識するため、現在の風景・生業の写真や情報を地図上に落とし込み、見える化を進めるとともに、既存の活動を広げていくことや、新しい風景×生業を生み出す条件整備(人的・財政的支援など)を進めていく。こうした取組を全市的に進めるためのコンセプトや方向性を検討し、庁内の関連部署と協議していく場を設けていくこと、庁外に発信し、意見を聞いていく場を設けていくこととする。 | 拡充して継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|----|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| | | | | | | | | |

基本施策6 住環境整備、土地利用の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|---------------|-----------------------|--|--|--|--------|
| ① 住宅環境の整備 | 市営住宅の需要把握、計画的な住宅環境の整備 | 平成21年度に策定した平成22年度から10年間の計画である公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽住宅の建替え事業を次のとおり実施している。 (木谷団地10戸・下比地団地14戸・土井久団地10戸・中山台団地15戸) | 入居希望が少ない特定公共賃貸住宅がある。 | 公営住宅等長寿命化計画を本年度(令和元年度)に策定する中で、特定公共賃貸住宅の取り扱いを検討する。 | 同内容で継続 |
| | 住宅の耐震化 | 住まいの耐震改修促進事業補助金は交付要綱に基づき予算の範囲内(300万円)で実施している。制度の周知については、4月に耐震改修パンフレットを全戸に配布している。 平成29年度実績2件、平成30年度実績3件 平成30年度に県に合わせ個人住宅の危険ブロック塀等撤去支援補助金を制定し、危険ブロック等撤去に対する支援を行っている。 | 住まいの耐震改修促進事業補助金については、年度により申請件数が増減するため、申請があっても予算が不足する場合には対応できないこともある。 | 住まいの耐震改修促進事業補助金は、国の方針や補助制度に基づき事業を実施する。 個人住宅の危険ブロック塀等撤去支援補助金については、県の補助制度に合わせ実施し、広く周知を行っている。 | 同内容で継続 |
| ② 公園の整備 | 公園施設、設備の計画的な整備・維持管理 | 公園施設の整備については、平成29年度から平成30年度でほぼ完了した。(平成29年度 最上山公園トイレ新設工事・平成30年度 せせらぎ公園トイレ新設工事) 最上山公園は平成28年度からモミジ等の植樹を実施することで、観光資源を拡大している。 都市公園等については、市民の憩いの空間として維持管理を実施している。 | 最上山公園は市内最大の集客を誇るの観光資源となっており、現在の集客数を減らすことが無いようモミジ等を保持していくとともに、拡充していく必要がある。 | 公園の施設整備は市民の要望や施設の老朽化を観察しながら計画的に整備していく。 最上山公園の植樹計画については、令和元年度から3か年でモミジの植樹が完了し、その後、モミジ以外の樹木の植樹も検討していく。 | 同内容で継続 |
| ③ 空き家対策の推進 | 「空き家バンク制度」の取組みの情報発信 | 空き家バンク制度も一定年数が経過して市民に認識されている中、さらなる情報発信に努めており、物件登録、利用者登録とも多くの問い合わせ等をいただき、成約数も順調に伸びている。 | 空き家バンク制度そのものは順調に運営できているが、人口減少、流出もある中、市内の空き家数は増加している。また、利活用できる空き家の掘り起こしが十分にはできていないところも見えてきている。 | 平成30年度実施の空き家調査結果を、利活用できる空き家の掘り起こしに利用するとともに、令和元年度に空き家対策等計画を策定する中で、今後の空き家バンク制度の運用についてもさらに効果的な制度となるよう検討していく。 | 拡充して継続 |
| | 移住希望者等の相談体制の構築 | 定住促進コーディネーターと職員で移住者宅訪問等を実施して相談を受けるなど、移住後のフォローに努めている。 | 移住された方の交流の場について、県主催の会などに参加いただいている方はあるものの、市主催の交流会が開催できてはいない。ただ、移住者の中には、交流自体を望まない方も多いため、どこまで踏み込んでいけばよいのか不明なところがある。 | 定住アドバイザーを設置し、移住者・移住希望者の相談などについて今以上のサポート、フォローを行うとともに、効果的な交流会についても実施していく。 | 拡充して継続 |
| | 魅力的な定住促進施策の推進 | 農業委員会と連携して農地付き空き家を紹介するなど、移住希望者の希望に添える物件を登録できている。併せて、空き家改修等の助成制度を設けるなど、魅力的な定住促進施策を推進している。また、空き家を活用して県立森林大学の学生用シェアハウスを整備し、学生の定住につながる取組を行っている。 | 県立森林大学校シェアハウスについて、入居率は90%を超えており、運営は順調であるが、学生の卒業後の定住につなげていくために、さらに地域とのつながりを深める取組や学生に卒業のことを知ってもらう機会づくりが必要となる。 | 卒業後、わくわくステーションとの連携、限られた財源の中での効果的な助成制度の運用等により、魅力的な定住促進施策を推進していく。 また、県立森林大学の学生に向けては、今後もシェアハウスの適切な運営により良好な住環境を提供するとともに、育成協議会などを通じて大学や地域と連携し、学生の地域行事への参加機会をつくりながら、市のイベント情報などの積極的な提供により卒業市への関心を高め、卒業後の定住につなげていく。 | 拡充して継続 |
| | 二地域居住希望者を受け入れる仕組みづくり | 空き家バンク制度において、二地域居住希望者の登録も進んでいる。 | 不動産業者との連携は一定できており、特に問題はない。 | 空き家バンク制度に関して、今後不動産業者とより一層の連携をしていく中で、二地域居住希望者の受け入れも推進していく。 | 拡充して継続 |
| ④ 有効な進土地利用 | 総合的・計画的な土地利用の推進 | 都市計画区域決定・・・昭和27年度 都市計画区域変更決定・・・平成3年度 その後都市計画区域の変更はなし。 都市計画用途地域の決定・・・平成7年度 野地区一部用途変更・・・平成26年度 第1種中高層住宅専用地域から第一種住居地域に緩和する。 地区計画で建築物を規制する。 | 平成27年度に長期未着手となる城下山田土地区画整理事業の変更(イオン周辺以外廃止)による土地利用及び、28年度の都市計画道路の廃止に伴う道路状況の変化に応じた都市計画マスタープランの改定が必要。 | 長期未着手であった区画整理事業廃止後の土地利用や都市計画道路の廃止による交通網を今後策定する都市計画マスタープラン内で検討する。 | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|----------------------|----|------------|------|------|------|------------|-------|
| | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | 策定現状値 | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| まちづくり指標 | 住宅整備計画に基づく市営住宅建替え実施率 | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 27.2 | 55.0 | 100.0 |
| | 地籍調査進捗率 | % | 62.7 | 64.8 | 65.4 | 67.5 | 69.8 | 75.7 |
| KPI | 空き家活用制度による移住世帯数 | 世帯 | 7 (H26) | 28 | 43 | 63 | 50 (R1) | - |
| | 契約成立件数 | 件 | 3 (H26) | 3 | 3 | 5 | 8 (R1) | - |
| | 通勤・通学助成件数 | 件 | - | 31 | 51 | 72 | 50 (R1) | - |

基本施策7 道路網の整備

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|------------------|----------------------------|--|--|---|--------|
| ① 生活道路網の整備 | 計画的な生活道路の整備 | 市道改良においては継続路線の整備を進めた。また、県道加美栄栗線の第一期区間は、歩道部分の費用を市が負担することで、歩道付き道路の整備が完了した。 | 予算的な関係もあり計画どおりの取組ができていない。県道加美栄栗線は順調に進んでいるが、予算や用地の問題から進捗が進まない路線もある。 | 市道改良においては引き続き継続路線の整備を進める。県道加美栄栗線二期工事も一期工事と同様に整備を行う。 | 同内容で継続 |
| | 道路等施設の長寿命化 | 橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の長寿命化に取り組んだ。 | 今後の予算的な関係で計画どおりの取組が進められるか懸念される。 | 引き続き橋梁の長寿命化に取り組む。また、ひょうご橋守隊を活用し、橋梁点検にかかる経費の削減を図る。 | 同内容で継続 |
| ② 広域的道路網の整備促進 | 計画的な広域的道路網の整備 | 国県が実施する事業について積極的に資料、情報の提供を行った。 | 予算や用地の問題から進捗が進まない路線もある。 | 引き続き整備推進を働きかける。 | 同内容で継続 |
| | 国県道の整備推進の働きかけ | 促進協議会等を通じ他市町と合同等で国県道の整備推進を図るとともに要望活動等を行なった。 | 国県道の整備にかかる要望活動を重ねても整備が進まない路線が多い。 | 引き続き整備推進を働きかける。 | 同内容で継続 |
| | 中国横断自動車道姫路鳥取線の早期整備に向けた働きかけ | 中国横断自動車道姫路鳥取線整備に伴い、市が担う道路・水路の整備は全て完了した。 | | | |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|-------|----|-------|------|------|------|------|------|
| | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | 策定現状値 | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| まちづくり指標 | 道路改良率 | % | 59.6 | 60.1 | 60.4 | 60.5 | 60.2 | 60.7 |

基本施策8 上下水道の整備

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|---------------|-----------------|--|---|---|--------|
| ① 上水道事業の推進 | 安全で安定した水供給 | 新水源の開発事業(2か所、日量8,000t)を実施し、令和3年の供用開始に向け事業を継続実施している。 | 安全で安定した水道水供給のため、施設の耐震化、老朽配水管の更新及び老朽機器の更新事業など、計画的に事業を行う必要がある。施設運営コスト削減のため施設統廃合を検討しているが、各施設の原水取水可能量や施設統廃合に係るコストから統廃合についての可能性が低く、現状の施設規模を維持していかざるを得ない。 | 老朽化する水道施設について、計画的な機器更新事業の実施と、市内60%シェアを占める上寺浄水場の耐震化を実施する。継続した長寿命化対策を実施していく必要があり、施設更新計画を法定耐用年数による計画から宍粟市独自の更新基準で設定し、将来にわたる事業費の平準化を図っていく。 | 拡充して継続 |
| | 上水道施設の維持管理 | 計画的な老朽機器の更新事業を実施し、安定した水道水の供給を行っている。また、補助事業の活用により健全な事業運営に努めている。 | 収支の赤字が続いており、今後の人口減少に伴い給水収益の減少が見込まれるため、早急な料金の見直しが必要となっている。 | 「安定した水道事業経営の実現に向けた提言」の内容をふまえ、料金の見直しを含め、健全な事業運営に向けた検討を行う。 | 拡充して継続 |
| | 上水道未接続世帯への普及啓発 | 「広報しそう」を活用して上水道の安全性をPRしており、アンケート調査結果においても高い市民満足度となっている。災害時には上水道への接続が増加した。 | 特になし | 「広報しそう」などを通じ、引き続き上水道の安全性をPRすることで、未接続世帯を含めた利用促進を図る。 | 拡充して継続 |
| ② 下水道事業の推進 | 下水道処理施設の適正管理 | 計画的な施設更新により安定的な施設運転を実施することで、公共用水域の水質保全に努めている。 | 機器の老朽化により運転コストの上昇が懸念され、効率的な機器更新と施設統廃合によるコスト削減が急務 | 施設更新については、今後も計画通りの機器更新を実施するとともに、統廃合計画に基づき存続する施設は、長期的な施設利用を前提とした施設本体の長寿命化を検討していく。また、統廃合だけでなく施設規模や処理方式の見直しなど、検討できる全ての項目について検証し、ランニングコストの圧縮を図り、持続可能な下水道事業をめざす。 | 同内容で継続 |
| | 下水道施設の統合・長寿命化対策 | ストックマネジメント計画の策定及び施設の機能診断を実施し、計画的で経済的な施設更新を実施している。また、策定中の統廃合計画により施設の最適化を実施し、健全な事業運営に取り組む。 | 統廃合計画により施設数の最適化をめざしているが、施設統廃合だけでは地理的要因等により条件的に不利な部分もあり、余剰施設の整理や統合できない施設の処理方式の見直しなどの検討が必要。健全な事業運営を図るため、費用に見合う使用料見直しの検討が必要。 | | |
| | 下水道未接続世帯への普及啓発 | 「広報しそう」を活用して下水道の有効性をPRしている。 | 特になし | 「広報しそう」などを通じ、引き続き下水道への接続についてPRし、未接続世帯を含めた利用促進を図る。 | |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|---------------------------------------|-----|-------|------|------|------|-------|-------|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 水道の有収率 | %/年 | 85.2 | 85.8 | 85.5 | 85.5 | 85.8 | 86.3 | |
| | 経常収支比率(上水道) | %/年 | 87.4 | 93.8 | 88.2 | 89.8 | 100以上 | 100以上 | |
| | 下水道接続率 | %/年 | 92.6 | 93.1 | 93.4 | 94.7 | 93.8 | 95.0 | |
| | 料金回収率(下水道) ※下水道の計上維持管理費に対する使用料の回収率 | %/年 | 51.5 | 51.5 | 52.7 | 53.3 | 54.5 | 57.0 | |

基本施策9 公共交通の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|--|--|--|--------|---------|---------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------------|-----|--|
| | | | | | | 区分 | 指標 | 単位 | 策定現状値 | | | | 実績値 | | 目標値 | |
| | | | | | | | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | | |
| ②① 市内外公共交通ネットワークの充実 | 公共交通の利用促進 | バス利用推進員(88人)を委嘱し、地域での利用啓発を推進した。再編時にはしそチャンネルでバスの乗り方動画の放映(H30内容更新)や出前講座を開催し、利用を促進した。高齢者を対象に運転免許証返納時にバスチケットを配布した。 | 自家用車に依存するライフスタイルが根強い本市では、バス利用に踏み切れない市民が多く、特に後期高齢者など、運転に不安を持つ世代を中心に啓発を引き続き行うことが必要。 | 定額片道200円という利便性、公共交通の環境面での有効性等をPRし、地域で啓発活動を行う。バスに慣れてもらうため1日乗車券を自治会に配布するなど、企画型の体験乗車イベントを推進する。交通事業者と連携し、学校訪問時の乗車体験などを通じ、幼稚園・保育所・こども園・小学校で保護者等を巻き込んだMM(モビリティマネジメント)を推進する。 | 同内容で継続 | まちづくり指標 | 路線バス利用者数(H28以降)【延べ】 | 人/年 | 166,095 | 219,071 | 261,996 | 276,838 | 200,000 | 200,000 | | |
| | 市民や利用者のニーズに合った公共交通の整備 | 交通事業者と連携し、平成29年度から山崎待合所を中心に循環する路線が運行開始した。令和元年度からは地域の意見を取り入れて大幅な再編をし、一部路線では増便が可能となった。平成29年度から三ノ宮行高速バスの後面に中央市の観光等のPRプリントを追加で行うほか、平成30年度からは4便増加の36便(往復)で運行開始するなど好調。平成28年度より市内観光事業者とタイアップし500円で乗り放題の1日乗車券を発売開始。交通事業者の協力により特典付き西播磨ワンデーパスポートを発行し、西播磨管内での観光PRを実施した。 | 週1、2日運行の小型バス路線では利用が少ない路線がある。市民意見では集落内をもっと細かく運行してほしい、毎日運行してほしいという声が多いが、バスや運転手といった物理的な課題、安全性の確保の点から限界がある。車両の老朽化、人件費・燃料費等の高騰により、今後の財政的負担が増加していく懸念がある。市内でのバス移動において、観光客の利便性向上を図るには土日の運行を充実する必要があるが、慢性的な運転手不足により現実的に難しい。 | 限られた資源(車両・運転手)のなかで全てのニーズを満たすことは難しく、利用が少ない路線については、地域相互扶助による移動手段の確保など、路線バスに代わる病院や買い物といった生活を支えるための移動の仕組みを構築していく。また、AIデマンドシステムや自動運転など、先端技術の活用についても研究を進める。運行事業者と連携し、三ノ宮行高速バスの充実を図るとともに、乗務員の確保に取り組む。西播磨等の圏域で、魅力的な特典付きの乗り放題パスポートの発行を推進する。 | 同内容で継続 | | KPI | 市内路線バス利用者数【累計】 | 万人 | 16.6 | 38.5 | 64.7 | 92.4 | 5年間で100.0(R1) | - | |

基本施策10 自然環境の保全

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|--------------|------------------|---|--|--|--------------|
| ① 森林環境の保全 | 公益的機能が発揮される森林づくり | 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備(H28:5件、H29:5件、H30:4件)や、簡易土留め工などの緊急防災林整備(H28:284ha、H29:288ha、H30:124ha)により、風景としての森林づくり及び公益的機能を発揮できる森林づくりを進めることができた。 | 県民緑税活用事業であることから、県の予算により事業の実施に限りがある。 | 引き続き、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備や、簡易土留め工などの緊急防災林整備により、風景としての森林づくり及び公益的機能を発揮できる森林づくりを進める。 | 同内容で継続 |
| | 地域の自主的な森林整備活動の支援 | 市民や地域、関係機関との協働により、河川の水質維持 | 市民や地域、関係機関の協力で、河川の水質維持 | 市民の環境美化意識の向上のため、各地域で行われるクリーン作戦等への物資提供(ごみ袋)と収集されたごみの運搬支援を行う。ごみの持ち帰り運動の推進及び市外からの入込客へのポイ捨て禁止の啓発周知に努めていく。また、河川の水質維持を図るとともに、環境美化に繋がる新たな施策についても検討していく。 | 同内容で継続 |
| | 協働による河川の水質維持 | 景観や親水にも配慮した河川整備 | 護岸修繕において石材の現場採取が困難な場合は環境保全型ブロックを採用したいが、コストが高くなり、通常ブロックを使用することが多い。平成30年7月豪雨により被災したせせらぎ公園の復旧が必要。 | 河川、ダム、ため池などの水辺空間の整備について、原則、環境に配慮した工法を取り、親水機能を高める。せせらぎ公園の改良復旧時には耐久性の向上を図る。 | 同内容で継続 |
| ② 水辺空間の保全 | 環境に関する教育や学習 | 環境市民団体への補助を実施し、総合学習授業の一環として全小学校において、環境教育授業が実施されている。(H30 43回実施) | 継続するために、後継者の育成が必要になる。 | 同内容で継続して取り組む。 | 同内容で継続 |
| | 環境保全活動のリーダーの育成 | 環境保全活動のリーダー、省エネに関する情報提供・啓発活動 (1) 森と水の地球環境大学の開催 年3回実施 (2) エコフェスタ エコな未来を創造する市民の会と協働し、自然環境・再生可能エネルギーをテーマにイベントを開催し、市民の環境への関心の向上に向け取り組んだ。 | 森と水の地球環境大学を開催しているが、講師依頼、集客に苦慮している。また、市民の環境への意識がまだまだ低いことから環境リーダーの育成までには至っていない。 | 森と水の環境大学については、回数の見直しを行い1回に支払う講師謝礼の見直しを行い、集客増をめざし、環境教育の推進に取り組んでいく。 | 新たな制度に見直して実施 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|---------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | 策定現状値 | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| まちづくり指標 | 広葉樹転換面積 | ha/年 | 8 | - | 9.23 | 8.10 | 10.4 | 12.4 |
| | 揖保川水質状況(BOD値) | mg/l | 2.0以下 | 2.0以下 | 2.0以下 | 2.0以下 | 2.0以下 | 2.0以下 |
| | 千種川水質状況(BOD値) | mg/l | 2.0以下 | 2.0以下 | 2.0以下 | 2.0以下 | 2.0以下 | 2.0以下 |
| | 環境教育を実施した小学校数 | 校/年 | 17/17 | 13/13 | 13/13 | 13/13 | 14/14 | 全校 |

基本施策11 資源循環型社会の構築

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|-----------------|-------------------|--|---|--|--------|
| ① ごみの減量化の推進 | 5R活動の推進 | 廃棄物の抑制と再資源化を推進するため、平成30年度より資源物のコンテナ収集を実施した。 | 地域住民のリサイクル意識の向上(ごみ再資源化率30%未達成(H29 25.0%))。平成30年度から開始した資源物コンテナ回収において、袋方式からコンテナ方式への移行自体は概ね周知できたと考えられるが、各資源物回収ステーションで不適切な分別や未洗浄の資源物またはダンボール等の未結束等の理由により、回収不可能な資源物が散見される。 | ごみの減量化のため、食品ロスの削減に向けた生ごみの水切り、食べきり、使い切りを推進していく。資源物回収ステーションの円滑な運用のため、市広報やホームページ並びに職員出前講座等を活用し自治会等を通じ市民に向けて啓発していく。また各自治会の資源物回収ステーションの状況によっては、個別に注意喚起のチラシ等の掲示等行う。可燃ごみの週2回収集について収集エリアの見直し等調査検討し、幅広く市民からの意見を聴取していく。それらを踏まえ、令和2年度以降の可燃ごみ週2回収集のあり方について方向性を示していく。また、SDGs(持続可能な開発目標)に資する資源の循環への取組を進める。 | 同内容で継続 |
| | 資源ごみのリサイクル方法等の周知 | 市広報やホームページ等を利用して5R(Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle)活動を推進した。袋方式から資源物コンテナ回収への移行に伴い、「家庭ごみの分け方出し方ガイドブック」を改訂した。 | かねてから要望のある可燃ごみ週2回収集について、実態としてどれだけのニーズがあるか調査が必要と考える。加えて、収集エリアの見直しや収集体制の検討が必要である。また、モデル事業において可燃ごみ週2回収集を実施した期間中、可燃ごみの排出量が19%程度増加した。 | | |
| ② ごみの適正処理・管理 | 適正なごみ分別に向けた啓発 | 適正なごみ分別に向け、資源物のコンテナ回収実施に伴う自治会説明会や出前講座において積極的に啓発を行った。分別等が困難な高齢者家庭などは個別回収も実施している。 | | | |
| | 効果的・効率的な収集運搬体制の構築 | 家庭から排出される一般廃棄物や資源物の収集運搬体制について、より効果的・効率的な収集の構築のため検討を重ねた(ペットボトル及び不燃ごみ並びに粗大ごみの回収頻度、方法)。可燃ごみの週2回収集をモデル地区において夏季限定(H30.7月～9月)で行い、該当地区においてアンケート調査を実施した。 | | | |
| | ごみ処理施設の適正な運営・管理 | にしはりま環境事務組合を構成し、にしはりまクリーンセンターにおいてごみ処理を実施し適正な処分に努めた。宍粟北残渣最終処分場については、適正な管理と運営に努めた。 | | | |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|-----------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 市民1人1日あたりのごみ排出量 | g/日 | 710.0 | 723.2 | 754.7 | 802.1 | 730.2 | 667.7 | |
| | ごみ再資源化率 | %/年 | 17.5 | 25.1 | 25.0 | 23.7 | 33.3 | 34.2 | |

基本施策12 再生可能エネルギーの活用

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|---------------------|------------------------|---|--|--|--------|
| ① 再生可能エネルギーの導入促進 | 再生可能エネルギーに関する情報提供、啓発活動 | 市広報において再生可能エネルギー利用促進補助金事業を周知するとともに、エコフェスタ・森と水の環境大学を実施し、再生可能エネルギー等の情報発信を実施した。 | 補助金制度を幅広く市民にPRしていく必要がある。 | 引き続き、市広報等において再生可能エネルギー利用促進補助金を周知するとともに、エコフェスタ・森と水の環境大学を実施し、再生可能エネルギー等の情報発信を実施する。 | 同内容で継続 |
| | 地域主体の再生可能エネルギー事業への支援 | 再生可能エネルギー利用促進補助金 (1) 太陽光発電 環境基本計画のエネルギー自給率70%を概ね達成したこと、また、住宅太陽光設備導入費用が大きくなってきていることから、個人(市民)向けの補助は、平成31年3月31日をもって終了した。(自治会向けについては、地域活性化を後押しするため継続実施) (2) 小水力発電 自治会等を主体とする小水力発電は実現できていないが、地元自治会の現地調査及び説明会への職員派遣を行い、事業推進の支援を実施した。 (3) 木質バイオマス促進(ペレット・薪ストーブ、木質燃料製造装置)導入補助。 | (2)小水力発電 市の補助金、県の融資制度があるが、総事業額が数千万円から1億円程度見込まれること、また自治会主体での起業、事業管理となることから、組織内において合意形成に苦慮されている。 (3)木質バイオマス促進 石油暖房機器に対し、イニシャルコスト、ランニングコストとコストが割高になること、また、薪ストーブペレットストーブは部屋での備え付けとなることや日々の清掃・灰処理など手間がかかることから、一般家庭での普及が進んでいない。 | (2) 小水力発電 小水力発電においては、今後も自治会、兵庫県、関係各所との連絡を密にするとともに、再生エネルギーを取り巻く情勢、制度を注視し自治会の起業に向けた支援を継続する。 (3) 木質バイオマス促進 ペレットストーブの市民の認知度が低いことから、公共施設における利用促進により認知度の向上に努めるとともに、ペレットの需要の安定を図り、ペレットの価格抑制に努める。 | 同内容で継続 |
| | 公共施設への計画的な再生可能エネルギーの導入 | 公共施設にペレットボイラーを導入し、市内におけるペレット供給の促進・PRを図った。また、公共施設の屋根を太陽光発電設備設置個所として民間事業者に貸し出すことで再生可能エネルギーの普及促進を図ることができた。 | 公共施設にペレットストーブを導入しているが、コスト・手間から使用量が年々低下している。 | 引き続き、公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討する。 | 同内容で継続 |
| ② 省エネルギーの推進 | 省エネに関する情報提供、啓発 | 広報や生涯学習の場における省エネに関する情報提供や啓発活動を実施した。 | 省エネに関する情報提供を充実し啓発に努める必要がある。 | 同内容で継続して取り組む。 | 同内容で継続 |
| | 行政活動における省エネ推進 | 電力量削減を図るため、電力使用の多い空調室外機について、平成30年度に一部の部品を省電力部品に交換するオーバーホールを実施した。(H31年1月より稼働) | 照明機器については一定の管理ができているが、空調機器についてはその年の気候や気温に大きく左右されるため、計画的な管理が困難なものとなっている。また、職員へは、冷房等の運用について周知しているものの、省エネ意識の浸透が徹底できていない部分も見受けられる。 | 今後、庁舎設備を更新、修繕していく際は、省エネ性能評価についても考慮する。 | 同内容で継続 |
| | 環境負荷の少ない製品の調達・活用 | 電気自動車を平成27年度に2台、平成28年度に1台導入した。(現在、3台保有) これにより、環境保全の面では、電気自動車は排気ガスの排出がないため、導入することにより大気汚染の防止につながっている。 | 電気自動車とガソリン車を比較すると、比較燃費は電気自動車が1kmあたり約7円安くなっているが、導入費用は倍以上の差がある(電気自動車約200万:ガソリン車約90万)。年間約9,000kmの走行があり、63,000円程度の経費削減にとどまり、財政的な面からは電気自動車の導入についてはデメリットが大きく、また、充電時間の長さ(約4.5時間)、走行可能距離の短さ(120km程度(冬季の暖房使用時は60km程度))の課題もある。 | 今後も電気自動車の使用頻度を上げるよう職員に対し促していく。また、財政面、運用面での課題はあるものの、環境保全の面では、電気自動車は排気ガスの排出がなく、大気汚染の防止につながるため、当面は現行の台数により運用していく。 | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|--------------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|------|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 再生可能エネルギー自給率 | %/年 | 28.8 (H25) | 41.4 (H27) | 47.9 (H28) | 56.0 (H29) | 44.3 | 57.1 | |
| KPI | 市域のエネルギー自給率 | % | 28.8 (H25) | 41.4 (H27) | 47.9 (H28) | 56.0 (H29) | 42.0 (R1) | - | |

基本施策13 防災体制の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|----------------|------------------------------|--|--|--|--------|
| ① 地域防災体制の充実 | 防災に対する啓発活動、「ひょうご防災ネット」への加入促進 | 広報紙への記事掲載、出前講座、総合防災訓練、自主防災組織ごとの防災訓練、学校を通じた保護者への周知などでの住民への周知等を行い、災害時の情報入手の手段の一つとして「ひょうご防災ネット」への登録を促した。また、防災意識向上のために啓発用冊子「家族防災会議」を発行し出前講座などで周知等を行った。(出前講座H28:3件、H29:4件、H30:3件) | 災害等の発生で、防災ネット登録者は増加したものの、防災ネット自体を知らない住民も多くあることから、今後の引き続きの周知と登録促進が課題である。また、災害時に避難情報を出しても実際に避難する人が少ない。 | 引き続き、広報紙による防災対策の啓発、出前講座での「家族防災会議」の周知をするとともに、住民をはじめ自治会や各種団体等へ、「ひょうご(しろう)防災ネット」により市等の緊急情報を発信していることを引き続き周知し、加入者の増加を図る。 | 同内容で継続 |
| | 自主防災組織の活動支援 | 防災訓練やマップづくり講習会等を開催して防災意識の向上を図った。また、自主防災活動促進事業等の補助制度を継続し、自主防災組織への支援を行った。(マップづくり講習会H28:52団体、H29:53団体、H30:18団体) | 災害等の発生により各自主防災会での防災マップなどの整備が進んでいるが、地域によって温度差がある。 | マップづくり講習会や防災訓練、補助制度を継続して、自主防災組織の防災意識の維持・向上に努める。また、自治会への出前講座や小学校等への防災指導などへの啓発活動などの充実を図る。 | 同内容で継続 |
| | 医療・福祉関係機関や自主防災組織などの情報共有 | 災害時要配慮者名簿を定期的に更新し、発災時に迅速に対応できるよう備えている。避難行動要支援者名簿を管理し、個人情報の提供に同意が得られた場合には、自主防災組織等と情報共有するとともに、災害の恐れのある時には名簿情報をもとに安否確認を行っている。避難支援プランの未作成者に対しては、保健師等が訪問し個別に対応している。 | 現行の避難行動要支援者へは一定の支援を行える体制ができていない。ただし、平成30年7月豪雨の被害者に高齢者が多かったこと等を踏まえ、避難行動要支援者の対象範囲の見直しや要配慮者に対する避難のあり方を再度協議すると同時に、福祉専門職や自主防災組織等と連携した支援の仕組みを検討する必要がある。 | 災害時に地域と行政が連携して迅速かつ適切な対応ができるよう、以下のモデル事業を検証しながら要配慮支援の仕組みを見直す。令和元年度に「防災と福祉の連携促進モデル事業」として、以下の内容により、市内1地区で、福祉専門職と連携し、自主防災組織等による個別支援計画の作成等に取り組む。 ・自主防災組織及び住民に福祉理解研修を実施 ・福祉専門職を含めた関係者によるケース会議を開催し、個別支援計画を作成 ・防災訓練により、作成した個別支援計画の内容を検証 ・避難行動要支援者の範囲の見直し ・災害支援等関係者への名簿情報の提供に係る法制上の措置等の検討 ・自主防災組織等による個別支援計画の作成 | 拡充して継続 |
| | | 防災計画に基づいて、福祉部局により要配慮者台帳の作成と警察・消防等関係団体との情報共有を行った。 | 個人情報保護が優先され、支援に必要な情報まで得ることが難しくなっている。また、地域コミュニティの希薄化が進み、隣人の家族構成や家庭事情などの情報収集が困難になっているため、その対策が必要である。 | 福祉部局において要配慮者の名簿作成が行われることから、自主防災組織や民生委員・児童委員、警察署、消防署など、関連機関への情報提供を促す。また、要配慮者の定義など、防災計画の見直しを福祉部局と連携を図りながら行う。 | 同内容で継続 |
| ② 危機管理対策 | 治山、治水対策 | 山地災害箇所における治山施設の設置や治山施設の流末水路を計画的に整備することで、森林の公益的機能の回復とともに地域防災機能の向上が図れた。 急傾斜崩壊対策事業、砂防事業において、県と連携し事業推進に努めた。 | 治山施設の設置は県の補助認定が前提であり、県の予算枠に限りがあるため地域の要望のとおり事業を実施できていない。 県への実施要望等、事業化に向けた要望を行って、予算的なことでなかなか事業化までに年数を要する。 | 引き続き兵庫県に要望する。 | 同内容で継続 |
| | | 近年の集中豪雨や地震等の災害で、住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しており、総合的な防災・減災対策をすることで安全確保を図ることが求められている。本市では、平成25年度のため池の耐震整備計画に基づき8池の整備に着手しており、現在、さらなる安全確保のための選定を進めている。 | 平成30年7月豪雨において、農業関係でも多くのため池が被災したことを受け、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、平成30年12月14日閣議決定された。これにより国の新たな選定基準に則して、防災重点ため池を再選定することが必要となっている。 令和元年度以降には、宍粟市ため池の保全等に関する推進方針を定め、広く住民に周知していくとともに、「ため池保全推進計画」を作成し、要改修と判定したため池や管理・利用実態のないため池等を、改修または廃止の整備工事を計画していくことが必要である。 | 国(県)の定める判定基準により重点整備ため池を指定し、ため池の整備計画書を作成することで地元における防災意識の向上と事業実施方針を樹立できている。整備計画書のもとに緊急性の高いため池から計画的に改修整備を図っていく。 | 拡充して継続 |
| | あらゆる危機に備えた危機管理体制の整備 | 弾道ミサイル攻撃や大規模テロ等の国民保護事案に対応するために全国瞬時警報システム(J-ALERT)の更新や国民保護計画の見直し、また感染症対策等の危機事案に対しては、関連部局と国・県が連携し、対策手順の確立とそれに基づく訓練の実施を行った。 | 想定される緊急事態への対策を事前に講じることが、被害を最小限にとどめる最良策である。しかしながら、その必要性や重要性について各部局へ周知徹底ができなかった現状がある。業務にはそれぞれ専門性があり、各部局職員によるリスクマネジメントが重要となるため、職員の危機管理に対する意識向上が課題である。 | 各部局における危機事案発生時の体制構築、情報伝達方法の確立と専門講師を招聘して勉強会を開催するなど、職員の知識及び防災意識の向上を図る。 | 同内容で継続 |
| | 各種マニュアルの整備 | 危機事象を明確化し、各部局に対してマニュアルの作成を働きかけた。 | 平時の業務の多様化に伴い、危機事象に対する方針が検討されていない現状がある。また、危機事象の発生に伴う業務継続に関する方針を検討する必要がある。 | 各部局におけるマニュアル作成の必要性等を説明し危機意識向上を図る。また、各部局において業務継続計画に関する研修を行い、業務継続計画の策定を進める。 | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|-----------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | 策定現状値 | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| まちづくり指標 | ひょうご防災ネットの加入者数【累計】 | 人 | 3,272 | 4,671 | 4,961 | 5,386 | 4,500 | 6,000 |
| | 自主防災マップ・防災台帳作成団体数【累計】 | 団体 | 40 | 83 | 119 | 137 | 155 | 155 |

基本施策14 消防・救急体制の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|------------------|-------------------------|--|---|---|--------|
| ① 消防体制の強化 | 消防施設、消防車両、消防資機材などの配備 | 消防団車両については、20年を目途に更新している。また、長期間や連日出動に備え特に出動回数が多くなる班長以上の団員に2着目の活動服の貸与を行う。 | 平成29年3月12日以降に普通自動車免許を取得した団員は、3.5t以上の消防車両を運転できない課題がある。 | 現在各支団からの課題の洗い出しをしているところであり、団員の確保のため、団員の負担軽減、処遇の改善、また分団や部の再編、団員の確保対策等の目標を整理し、5年、10年先を見据えた形で、組織だけでなく施設整備や装備品等についても、市、団本部で連携して検討を進めていく。また、令和元年度より消防車両の運転を支援するための運転免許取得に関する補助制度を創設する。 | 同内容で継続 |
| | 消防団組織の維持、体制強化 | 消防団員の減少や、サラリーマン化が進む中で、緊急時の出動体制を確保するため、部の枠組みを超えて、出動できるよう体制の整備を進めている。また、基本団員だけでは、出動体制の確保ができなくなっていることから、機能別団員制度の導入についても検討を進めている。 団員の確保対策としては、平成27年度より男性を消防団員に限定した婚活イベントを開催し、出会いの場を設け、市内での結婚に繋がる取組みとして、より地域に根付いた活動が行えるよう実施しており、54組のカップル成立、7組の成婚に繋がっている。 婚活イベントによるカップル成立数(H27:17組、H28:16組、H29:17組、H30:4組) | 人口減少、高齢化やサラリーマン化により消防団員数の現状維持は困難な状況である。特に火災時の平日日中の出動体制の確保が大きな課題となっている。 また、活動が多様多岐であり、団員にかかる負担も大きいことも減少している原因になっているのではないかと考える。しかし、現場において安全を確保した活動を行うためには、日頃の機具点検や訓練等が不可欠である。 | | |
| ② 救急・救助体制の強化 | 救急体制の充実強化、救命救急士の養成 | 高規格救急車の導入・更新を図り、6台(非常用1台含む)の救急車を配置し、中央消防署所の救急車が出勤中の場合は、たつの消防署新宮分署や佐用消防署等からの救急出動により対応している。救命救急士の養成・教育については、救急業務高度化推進計画に基づき実施しており、毎年1名の新規救命救急士養成を図ると共に、2年間で128時間(病院実習含む)の教育を実施し、技術・知識の向上を図っている。 | 突然、心臓や呼吸が止まった場合、住民(その場に居合わせた人)により救命処置(心肺蘇生・AEDの使用)が行われたほうが、行われなかったときより生存率や社会復帰率が高いことがわかっている。救急車が到着するまでのあいだに住民による救命処置実施率は高いとは言えないことから、救命処置の重要性を再認識していただくと共に、受講年齢層に応じたよりわかりやすい指導に努める必要がある。 また、心肺蘇生法講習(胸骨圧迫)は、概ね10歳以上から受講できることになっており、学童期から命の大切さや救命処置の知識・技術を身につけることによって、人の命を救うという勇気を養うと共に、将来に向けて救命処置に対する認識を高める必要がある。 | 教職員を対象とした応急手当普及講習を実施し、普及員は消防職員と共に、小学6年生や中学生を対象とした救命講習会を実施していく。 応急手当普及講習会の実施や学童期からの講習は、担当部局や教職員の理解が必要であるので検討・調整を図っていく。 | 同内容で継続 |
| | 救命講習会の開催 | 救命講習会は、自治会員、各種事業所及び学校関係を中心に実施し、その場に居合わせた人ができる応急手当(救命処置)の指導並びに「突然の心停止を防ぐ」ための講話を行っている。 | | | |
| | AEDの利用促進に向けた環境づくり | AED(自動体外式除細動器)の配置場所については、西はりま消防組合「救命ステーション登録事業」により、71施設(公共施設等)に登録していただき「AED標章」の掲示及び西はりま消防組合ホームページに掲載(地図あり)し、設置場所の周知を図っている。 | | | |
| ③ 予防対策・意識啓発活動の推進 | 防火意識の啓発 | 自主防炎会が実施する消防訓練等の機会を捉え、地域住民に対し直接的に防火・防災指導を行っているほか、消防車両による巡回(レッドパトロール)及び広報媒体を活用した火災予防広報等、間接的な防火・防災指導にも注力している。 | 住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、全国的にも普及活動が展開され、平成30年6月1日時点の全国の設置率は81.6%となっており、中央消防署でも各種防災訓練や広報誌、しーたん通信などを通じて設置促進を図り、平成30年度の調査では設置率が89.6%と全国平均を若干上回っている。ところが、条例適合率(条例に基づき設置が義務となる場所に設置できているか)は25%と設置はしているが、設置が義務となる場所(寝室、台所、寝室が2階にある場合は階段など)全てに設置していない等の問題も生じており、住宅用火災警報器に対する正しい知識を啓蒙していく必要がある。 | 同内容で継続 | |
| | 立入検査の実施、違反施設に対する是正指導の実施 | 工場や店舗等の防火対象物及びガソリンスタンド等の危険物施設に対し定期的に立入検査を実施し、法令違反を認められた場合は早期に是正させるほか、消防用設備等及び危険物関連設備の維持管理状況等のハード面、防火管理及び保安管理状況等のソフト面の両面から、必要な指導を行っている。 | | | |
| | 火災予防の普及 | 上記の訓練指導時をはじめ、市・町の防災訓練などのイベントの機会を捉え、広く地域住民に対し住宅用火災警報器の必要性及び有効性等について説明し、未設置宅への早期設置指導、また設置宅への維持管理指導を継続している。 | | | |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|----------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| まちづくり指標 | 消防団員数 | 人 | 1,647 | 1,599 | 1,536 | 1,483 | 現状値を維持 | 現状値を維持 |
| | 応急手当講習受講者数【延べ】 | 人/年 | 1,781 | 1,039 | 2,000 | 2,387 | 1,800 | H32より増加 |
| | 普通救命講習受講者数 | 人/年 | 461 | 356 | 330 | 355 | 600 | H32より増加 |
| | 火災による死者数 | 人/年 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

基本施策15 防犯・交通安全の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|---------------------|---|--|--|--|--------|
| ① 交通安全啓発の推進 | 地域ぐるみの交通安全運動、意識啓発 | 交通安全については、啓発を継続し市民の意識を変えることが最も効果的であるため、交通安全運動期間中に限らず、期間を設定し広報、啓発活動を行った。 | 特に交通安全については、市民全体を通して「車優先」の意識が強く、歩行者に優しい運転また、ゆとりを持った運転ができていないことが事故発生に繋がっている。 | 市民全体の交通安全意識向上を行うには、粘り強い啓発活動が最も効果的であることから、これまでのとおり、関係団体や地域と連携しながら、重点的に取り組む目標等を明確にして啓発活動に努めていく。 | 同内容で継続 |
| | 交通安全教育の充実 | 交通安全教室実績 H28 中学校 5回、小学校 13回、幼稚園、保育所 107回、高齢者等 6回 H29 中学校 6回、小学校 13回、幼稚園、保育所 92回、高齢者等 32回 H30 中学校 8回、小学校 13回、幼稚園、保育所 91回、高齢者等 45回 自転車教室として、中学生向けに交通事故を疑似体験するスクエアドストレイト交通安全教室を平成29年度より実施した。 H29 1校、H30 2校 平成29年度より運転免許自主返納促進事業を新設し、高齢者が自身の運転について家族と一緒に考えてもらい、返納を決定された時には、公共交通利用の支援を行っている。 H29 事業申請者 103人、 H30 事業申請者 131人 | 免許証返納については、地域特性を踏まえると強く推奨はできず、家族を含めた理解の浸透が必要。 | 令和元年度 交通安全重点取組目標「横断歩道での歩行者等優先」 高齢者に対しては、「免許の自主返納」だけでなく、免許が手放せない方に対して、安全運転サポート車(サポカー)の普及、啓発を目的として、サポカー体験会を警察と連携し各地区単位等で実施していく。 | 同内容で継続 |
| ② 設の整備 交通安全施設 | 通学路の点検 危険箇所の安全対策 交通安全設備の整備 | 通学路の合同点検等を行い、対策が必要となった箇所について、学童注意看板の設置や路肩のカラー舗装等により、ドライバーに注意を促す対策や防護柵の設置を行なうなど、要対策箇所の整備を進めている。 | 交差点安全施設整備については、道路幅員狭小箇所などにより設置できない箇所も多数ある。また、想定外の事故に対する安全対策は難しい。 | 事故事例等を参考に、交通安全施設の点検を行い危険箇所に対する整備を進める。 | 同内容で継続 |
| ③ 防犯対策の充実 | 地域による自主防犯の活動支援、警察等と連携した防犯活動 防犯灯や防犯カメラの設置促進 | 補助事業実績 H28 防犯カメラ 12基、防犯灯 56基 H29 防犯カメラ 11基、防犯灯 81基 H30 防犯カメラ 13基、防犯灯 50基 | 防犯灯、防犯カメラの設置促進により、犯罪抑止効果は出ているが、振込め詐欺等の特殊詐欺は頻発している状況である。 そのため、各個人の防犯意識、また、地域の防犯意識の向上を図り被害防止に努めていく必要がある。 | 市民全体の防犯意識向上を行うには、粘り強く啓発活動を行うことが効果的である。犯罪を身近なもの捉え、各個人には、「自らの安全は、自ら守る」、また各地域には、「地域の安全は、地域で守る」という意識を持ってもらえるよう、関係機関と連携し啓発活動を行っていく。 | 同内容で継続 |
| ④ 安全な消費生活の確保 | 消費生活に関する啓発、情報提供 | 地域団体との連携により実施したことで効果的な事業展開を図り、被害の未然防止につなげることができた。また、エンディングノート作成セミナーなど、ライフステージに応じて興味関心の高いテーマを取り上げた啓発事業を展開した。さらに、消費者としての意識と自覚を促す「消費者市民社会」の形成に向けた消費行動の社会的影響力について広く周知を図った。 | 出前講座など啓発事業については、地域単位や学校単位で開催することが多い現状であるが、地域からの要望などの状況により、地域毎における事業の開催頻度に差異が見られる。広域である本市の状況を鑑み、限られた啓発事業の開催回数要件などの中においても、市内均等に実施できるよう地域団体等との調整を含めて改善に努めていく必要がある。 | 出前講座など過去の開催実績を振り返り、啓発活動が十分でなかった地域もしくは世代を洗い出し、優先的に事業を実施することで均一性の確保に取り組む。また、消費者が単に、受け身の立場で「買う・買わない」を決めるだけでなく、自分がこの商品を買う(この事業者と取引をする)ことが、相手方の事業者だけでなく経済や環境などにも影響を与えることの意味と自覚を促す「消費者市民社会」の形成を目的に、消費行動の社会的影響力についてさらなる周知を図る。 | 同内容で継続 |
| | 相談しやすい窓口づくり | 相談窓口の利便性向上を目的に相談機能を市民防犯センターへ移転(平成29年10月)するとともに、消費生活相談員の相談対応のスキルアップや、県内市町と相談事例についての情報交換を行い、相談が多い事例等について研究を深めるなど、相談体制についてハードとソフトの両面から充実を努めた。また、相談窓口へ直接出向くことが困難な住民への対応として「消費者ホットライン188」について積極的な周知を行った。 | 誰でも気軽に相談できる体制づくりの一環である「消費者ホットライン188」の周知を進めているが、一方で相談窓口自体については、市内遠方の住民に対して身近な存在となり得ていないことを危惧する。電話相談のほか、FAX・メールなどによる相談体制を充実させることで、より身近で相談しやすい窓口となるよう改善に努めていく必要がある。 | 「消費者ホットライン188」の周知については、市広報紙への記事掲載など情報発信ツールの積極的活用と併せて、民間商業施設など多くの市民が集まる場所での周知キャンペーンの活動に取り組む。また、消費生活相談体制の充実を図るため、相談員及び担当職員は研修への参加や知識の習得に努めるなど研鑽を重ね資質の向上を図る。 | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|-----------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 交通事故発生件数 | 件/年 | 1,430 | 1,144 | 1,241 | 1,083 | 1,381 | 1,183 | |
| | 刑法犯罪認知件数 | 件/年 | 221 | 182 | 176 | 149 | 199 | 177 | |
| | 消費者相談による契約被害防止率 | %/年 | 17.1 | 30.6 | 35.9 | 39.1 | 20.1 | 22.6 | |

基本施策16 子育て支援の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|-------------------------|--------------------------|---|---|--|--------|
| ① 子育て環境の整備 | 出会いの場の創出 | 社会福祉協議会に委託している出会いサポート事業については、結婚相談員の支援が成果を上げており、毎年複数の婚姻に繋がっている。出会い応援事業については、毎年2回の交流会を実施し、交流会に併せて、身だしなみ、話し方、意識の持ち方などのセミナー開催し、カップルの成立の実績もあった。 ◆出会いサポート事業 イベントカップル成立数 H28:14人 H29:14人 H30:20人 結婚相談所お見合い成立数 H28:5人 H29:5人 H30:3人 ◆出会い応援事業 カップル成立数 H28:10人 H29:10人 H30:7人 | 出会い応援事業については、結婚に繋がった例が無く、交流会においてその場でカップルになっても、初対面で連絡先を交換するだけでは、その後に実際に繋がることは稀であり、実施方法の見直し等の検討が必要。出会いサポート事業について特に課題は無い。 | 出会い応援事業については、イベント的な要素があるため、結婚相談員によるフォローアップが無いため、成婚に繋がらないことが考えられ、成果を望める実施方法に転換できるような、事業のあり方について見直す予定である。出会いサポート事業については、これまで同様に事業を継続する。 | 同内容で継続 |
| | 結婚、妊娠、出産、子育てに関する知識と情報の提供 | 母子健康手帳交付時、新生児訪問時、乳幼児健診時等パンフレット等を用いながら情報提供を行った。また、平成31年2月から子育てアプリを導入し登録者(H31.3末で350名)に、子育て、健診、予防接種等の情報がタイムリーに届けることができるようになった。 | 妊娠前から妊娠や出産、子育て等の情報提供が行えることが望ましいと思うが、対象者がほしいと思う情報の適時提供は十分ではない。命の授業として中学生対象の教室(性教育含む)を実施している。情報を分かりやすくタイムリーに発信するため、子育てアプリのさらなる有効活用が必要である。 | 妊娠から出産、子育て期については切れ目のない支援が行えているが、絶えず、対象である妊産婦、保護者等からの意見等の把握に努めながら、必要な支援について検討をしていく。また、子育てアプリを有効活用し、多くの子育て中の人への的確な情報発信が出来るようにアプリの登録者数を増やすとともに、より興味がある情報の発信を増やす。 | 同内容で継続 |
| | 子育て支援センターの充実 | 子育て支援センターは旧町単位の4か所に設置しそれぞれで、また、合同で親子の交流が行えるようにしている。 | 子育て支援センターの利用実人数の減少は出生数の減少にともない避けられない状況である。対象者が参加しやすい状況を工夫し、在宅の乳幼児の利用率の増加をめざす必要がある。 | 認定こども園での子育て支援との連携、各子育て支援センターの連携等子育て支援を行っている様々な部署との連携を深め、効率、効果、利便性等を検討しながら、子育て世代の支援が子育て支援センターによってさらに充実するように努める。 | 同内容で継続 |
| | 母子保健事業の充実 | 母子健康手帳交付から就学前くらいまでの子育て期にある親子全員に対して切れ目のない支援を行うように担当保健師が継続して関わっている。経済的な支援として特定不妊治療費、妊婦健康診査費～1か月健診の費用の助成、乳幼児健診を実施し必要な場合は相談事業等へつなげるなどの継続した支援を行った。 | 母子健康手帳交付時にその子どもの担当保健師を決めて、切れ目のない支援が行えるようにしており、妊娠、出産等に係る経費の助成も充実させている。 | 切れ目のない子育て支援が行えるよう関係機関との連携等充実させるとともに、担当者や当事者からの要望等絶えず把握しながら母子保健事業のさらなる充実に向けて検討していく。 | 同内容で継続 |
| | ひとり親家庭への支援の充実 | ひとり親家庭の相談について、母子・父子自立支援員の配置や専用ダイヤル設置により、相談体制を整えている。要件を満たす申請者に、児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を支援した。自立支援教育訓練給付金または高等職業訓練促進等事業として要件を満たす申請者に助成を行い、自立に向けたスキルアップの取組を支援した。 | ひとり親家庭の抱える課題は多岐にわたる。児童福祉の分野だけでなく母子保健、生活保護、生活困窮、雇用、教育など多岐の分野にわたる支援が必要であり、関係機関と連携した適切な支援メニューの充実が求められる。そのため、母子父子自立支援員の専門性の蓄積が重要であり継続して支援できる体制づくりが課題である。 | 相談員の継続性を確保しその専門性を生かしつつ、係全体で相談業務にあたることを常に意識し、引き続き相談者の悩みが減少し、解決の糸口が見つかるような相談業務を心がけていく。 | 同内容で継続 |
| ② 地域や社会で子育てを支える環境づくり | ファミリーサポートセンターの利用促進 | ファミリーサポートセンター事業については、援助の依頼に対し、概ね提供会員を取り次げており、子育て支援として定着している。 | 学童保育への送迎利用が多く、学童利用者の増加に合わせ、提供会員の受け皿確保が必要。近所や知り合いの子どものために提供会員になっていた人が、その子どもの成長と同時に退会するケースが見られる。 | ファミリーサポートセンター事業については、制度や趣旨の理解を広げる広報活動により、新規の登録につながる取り組みを行いながら、これまで同様に事業を継続する。また、子育て環境の整備として、令和元年度中に、病児病後児保育施設1箇所を直営(民間委託)にて開設することとする。本事業については、医師会や保育所へ運営の意向調査をしたが市内に運営の意向を持つ事業者がなかったため、委託を含めた直営による開設を予定している。 | 拡充して継続 |
| | 子育て支援ネットワークの構築、相談窓口の周知 | 平成29年4月に子育て世代包括支援センターを開設し切れ目のない支援とより支援が必要な人への支援の充実が図れた。教育機関、医療機関、子育て支援に取り組んでいる機関との連携にも努めた。 | 関係機関との連携が図れ、様々な機関からの情報提供が開始された。その情報を分かりやすくタイムリーに発信する手段の一つとして子育てアプリを導入したが、導入後期間が短く現在では有効に活用出来ていない。 | 妊娠から出産、子育て期については切れ目のない支援が行えているが、絶えず、対象である妊産婦、保護者等からの意見等の把握に努めながら、必要な支援について検討をしていく。 | 拡充して継続 |
| | 児童虐待の防止、早期発見 | 平成30年4月に子ども家庭総合支援センターを設置し母子保健、子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室等子どもに関係する相談等の拠点となり連携の強化が図れた。 | 家庭児童相談室を中心に関係機関との連携がスムーズに行え、虐待の防止、早期発見、早期対応に取り組んでいるが、絶えず、危機感を持ち、よりよい対応に向けたさらなる取り組みが必要。専門的な対応が求められる家庭児童相談室に児童相談所勤務の経験のある保健師をスーパーバイザーとして雇用し相談等に対応しているが、このような経験や資格のある人材を安定して確保することは非常に困難である。 | 児童虐待防止については、関係機関との連携を深めるとともに、対応する担当者の充実も不可欠である。必要な専門職の確保やスキルの向上等について、国や県からの情報的確保に把握し充実を図る。 | 拡充して継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|--------------------|-----|----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|---------|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| まちづくり指標 | 出生数 | 人/年 | 269 (H25) | 219 | 222 | 199 | 現状値を維持 | 276 |
| | この地域で子育てをしたと思う親の割合 | %/年 | 91.1 | 96.2 | 97.4 | 97.4 | 93.0 | H32より増加 |
| | ファミリーサポートセンター会員数 | 人 | 230 | 242 | 241 | 240 | 259 | 286 |
| | 学童保育利用者数 | 人/年 | 301 (私立を含む) | 344 | 358 | 361 | 330 | 330 |
| | カップル成立数【5年間累計】 | 組 | 16 | 社福:13、 消防:33 | 社福:23、 消防:50 | 社福:43 消防:50 | 5年間で75 (R1) | - |
| KPI | 妊婦健診支援率 | %/年 | 93.5 | 98.6 | 100.0 | 100.0 | 95.0 (R1) | - |
| | この地域で子育てをしたと思う親の割合 | % | 91.1 | 94.8 (H27) | 96.2 (H28) | 97.4 (H29) | 93.0 (R1) | - |

基本施策16 子育て支援の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|----------------|---------------------------|--|---|---|--------|
| ③ 保育サービスの充実 | 学童保育運営のための保護者、学校との連携強化 | 学童保育の運営について、保護者のニーズに合わせて、河東学童保育所(H29)及び城下学童保育所(H30)の建設、くりのみ学童クラブ(H29)の改築により、定員の拡充を図っている。 河東学童保育所(定員40人⇒60人) 城下学童保育所(定員40人⇒60人) くりのみ学童クラブ(定員40人⇒57人) | 学童保育所は、月曜日から土曜日までの週6日が開所日で、学期中の平日は、小学校下校後の午後3時から午後6時までの3時間が保育時間だが、土曜日や夏休み等には、午前8時から午後6時までの10時間の勤務が必要で、1日のどこかで、交代が必要であり、週休代替の職員も必要となるが、勤務時間が不規則なために安定した収入が見込めず、また、扶養の範囲内での勤務を希望する職員も多く、支援員や補助員の確保が課題になっている。 | 法的に配置が義務付けられている学童支援員を計画的に養成するために、職員(補助員)が、県が開催する放課後児童支援員認定資格研修を受講できるよう人材育成に努める。 | 拡充して継続 |
| | 保護者のニーズに合わせた延長保育や一時預かりの実施 | 延長保育や一時預かり事業の実施 延長保育事業:実利用人員73人(延べ3,952人) 一時預かり事業:実利用人員46人(延べ482人) | 認可保育施設の保育時間は、平成27年4月以降、11時間保育が法定の標準時間になっている。この11時間を超える保育を必要とする場合には、延長保育の実施が必要となるが、就労等による保護者のニーズは多様で、無償化の影響なども含めてニーズ量の把握が課題となっている。また、保護者の多様な保育ニーズに応えるためには、市内の全ての園所で延長保育、一時預かり事業の実施が必要だが、保育士の不足等により、実施できていない。 | 幼保一元化による認定こども園の整備に合わせて、保護者のニーズを調査し、市内の全ての園所で、延長保育、一時預かり事業が実施できるよう拡充を図る。 | 拡充して継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|----|------|----|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| | | | | | | | | |

基本施策17 就学前教育の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|---------------------|------------------------------|---|--|---|--------|
| ① 幼児教育・保育の充実 | 保護者のニーズに合った教育、保育の実施 | 低年齢からの保育所利用の増加など、ニーズが変化している中、保護者アンケートを実施して、保護者の意向に沿った園所運営に努めている。 | 保護者のニーズは年々、多様化しており、保護者のニーズに合った保育環境を整える必要がある。年度途中(特に後半)の入所希望すべてに応えることができていない。また、多様なニーズに合わせた保育を提供するためには、保育士の確保が課題になっている。 | 幼稚園の園区については、地域の子育て支援につなげるために、保護者が希望する園を自由に選べる環境を順次整えていく。 また、一部の地域で、希望しても受け入れ先がない幼稚園の3歳児保育について、早期に解消できるように検討を行う。こうした多様な保育に対応するため保育士等の確保を行う。 | 拡充して継続 |
| | 幼稚園(・こども園)・保育所等と学校の連携強化 | しそ「学校園所」パートナーシップ事業により、学校との連携強化に努めている。 | 発達や学びの連続性を大切にして、小学校への滑らかな接続を図るために、幼稚園、保育所、こども園と小学校との間で、学校園所パートナーシップ事業に取り組んでいる。 | 私立保育所等に、学校園所パートナーシップ事業への参加を呼びかける。 | 拡充して継続 |
| | 教職員(・保育教諭)、保育士の資質向上のための研修の実施 | 宍粟市教育研修所事業ライフステージ別(幼児教育・保育)研修の実施により職員の資質向上を図っている。 | 保育所等では、月曜日～土曜日まで、1日11時間の保育を行っており、保育士等の資質向上を図るためには、研修時間の確保が課題になっている。 | 宍粟市教育研修所事業ライフステージ別(幼児教育・保育)研修の実施により、職員の資質向上に努める。乳幼児期から木に触れ木に親しむ環境を作ること、ふるさと宍粟を醸成する木育事業に取り組むために、木育インストラクターの養成を図る。 | 拡充して継続 |
| ② 幼保一元化に向けた取組の推進 | 幼保一元化に向けた説明会、懇談会の開催 | 幼保一元化に向けた懇談会の開催及び開園時期 戸原地区幼保一元化協議会(6回開催) 一宮北地区幼保一元化協議会(10回開催) 一宮南地区幼保一元化協議会(2回開催) 戸原こども園 平成31年4月1日開園 一宮北こども園 平成31年4月1日開園 (仮称)一宮南こども園 令和2年4月1日開園 予定 | 現在の16園所(幼稚園6、保育所8、こども園2)を9園所(こども園7、保育所2)に再編する計画(幼保一元化計画)について、新たに建設するこども園4園をどこに建設するのか、用地の確保が課題となっている。 建設地の選定に際しては、子どもの保育環境と保護者の利便性向上の観点から、園区のあり方についても、検討する必要がある。 | 懇談会の開催により、保護者や地域の理解が得られるように、丁寧な説明に努める。 | 拡充して継続 |
| | 関係者評価の実施促進 | 関係者評価による教育・保育内容の振り返りについて、公立施設については全園所で実施し、私立施設については、こども園1園のみ実施した。 宍粟市認定こども園運営ガイドラインの規定に基づき、質の高い幼児教育・保育を実施するために、幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人を対象にその経費の一部を助成している。 | 公立のすべての園所で、自己評価による教育・保育の振り返りができている。教育・保育の振り返りには、自己評価に加えて、外部の多様な意見を聞くことも必要と考えるので、私立施設においても実施されるよう評価の必要性を伝えていく。 | 公立・私立ともに自己評価に加えて、外部の意見を聞く機会を設けることで、より質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の整備に努める。 | 拡充して継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|-------------------------------|-----|-------|------|------|------|--------|--------|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 幼稚園・保育所(・こども園)と小学校との連携事業数【延べ】 | 件/年 | 405 | 435 | 453 | 450 | 現状値を維持 | 現状値を維持 | |
| | 幼稚園・保育所(・こども園)の関係者評価実施率 | %/年 | 69.0 | 68.0 | 68.0 | 62.5 | 70.8 | 83.3 | |
| | 関係者評価におけるA評価の割合 | %/年 | 72.6 | 63.9 | 67.8 | 64.2 | 100.0 | 100.0 | |
| | 認定こども園再編実施校区数【累計】 | 校区 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 7 | |

基本施策18 学校教育の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | |
|--------------------------------|----------------------------------|--|---|---|--------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|---------------|---------------|------|------|-----------------|------------------|
| | | | | | | 区分 | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | | | | | | | 策定現状値 | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| ① 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成 | 教職員の資質、指導力の向上 | 教職員の資質、指導力の向上については、しそが学力向上検討委員会の提言により、教職員に対し学力向上グランドルールや大型モニター、タブレットなどのICT機器を活用した授業を促進し、授業改善を行った。また、しそが学校生き活きプロジェクト事業での授業研修会や講演会など、学校提案型事業の実施により教職員の資質の向上を図っている。英語教育については、教育委員会にイングリッシュコーディネーターを1名配置し、カリキュラム作成やALTと教職員が連携した宍粟市独自の英語授業実践「宍粟スタイル」により推進と充実を図っている。しそがチャレンジ事業を実施し、小中全学年で運動能力テストを実施するとともに結果を分析して、児童生徒一人一人の苦手分野に対応した指導を行っている。教育相談については、教職員が児童生徒に寄り添う時間確保のためにスクールサポートスタッフを配置している。また、小学校での放課後がんばりタイム（ひょうごがんばりタイム事業）や中学校でのWEB上の学習支援ツールの活用により、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行い、相談も随時行っている。 | ICT機器を有効に活用した授業については、設備や機能を十分に生かされていないことが課題である。また、教職員が児童生徒に寄り添える時間をより多く確保することが課題となっている。 | ICTプロジェクト会議によりICT機器有効活用のための教職員研修会を実施し、さらなるICT機器有効活用を推進していく。また、教職員が児童生徒に寄り添える時間をより多く確保するため、スクールサポートスタッフの増員や部活動指導委員（令和元年度から）を配置し、教職員の業務の負担軽減を図る。小学校の放課後がんばりタイムの実施や中学校でのWEB上の学習支援ツールの活用、しそが学力向上検討委員会による提言やしそがチャレンジ事業により、児童生徒一人一人に寄り添った学力と運動能力向上のための指導に努める。 | 同内容で継続 | まちづくり指標 | 国語及び算数（数学）の授業の内容がよく分かる児童生徒の割合 | %/年 | 81.2 | 82.5 | 80.6 | 80.8 | 82.0 | 83.0 |
| | 道徳や人権意識などを育む教育の充実 | 社会施設の見学等の社会体験や自然体験などの体験活動を通じ、豊かな心の育成に資する事業を実施している。（小学校3年生の環境体験活動、4年生のふるさとしそ探検隊、5年生の自然学校、6年生の地域学習、中学校でのトライやる・ウィークの実施）また、劇団四季等による本格的な芸術や文化を観劇することで豊かな心を育成し、明日の宍粟を担う知・徳・体のバランスのとれた人づくりの推進に努めている。 | 自然学校における指導員や救急員等の人材確保や劇団四季等と宍粟市内小学校による開催日程の調整に苦慮している。 | 自然学校の人員については、各種団体等を通じて継続的に依頼を行い、人員確保に努めていく。また、宍粟最大の資源である森林を活用した体験活動「ふるさとしそ探検隊事業」を令和元年度から木育を取り入れた「しそ森林の探検隊事業」へ発展させる。また、劇団四季等による本格的な芸術や文化を鑑賞することにより、明日の宍粟を担う知・徳・体のバランスのとれた人づくりの推進し、豊かな心を育成する事業を推進していく。 | 同内容で継続 | | 将来、自主的に運動したいと考えている児童・生徒の割合 | %/年 | 58.8 | 69.0 | 71.0 | 71.1 | 70.1 | 71.0 |
| | 地元食材の流通の確保、少子化を見据えた学校給食センターの運営検討 | 地元食材の流通確保も含め、多少コストが高くついても地元野菜を使っており、利用率は平成30年度で74.9%（重量計算）。市内産のみの「食育の日」を設定しており、アレルギーのある児童・生徒も食べられるようにしている。残食率は改善しており、学校での給食指導を徹底している。 | かなり安くしてもらっているがコスト面が課題。生産者の高齢化により、生産量の確保も必要。また、老朽化、職員退職などが見られ、学校の再編に合わせたセンターの統廃合が必要。 | 行政改革大綱の中で給食センターの運営のあり方についての方向性を示しながら、引き続き食育、地元食材の流通確保に努める。 | 同内容で継続 | | 食べよう宍粟のめぐみ（給食用地元食材利用率） | %/年 | 69.0 | 68.9 | 71.5 | 74.9 | 77.0 | 77.0 |
| | キャリア教育の充実 | 兵庫県教育委員会が配信しているキャリアノートモデルを基に、各学年ごとに宍粟市独自のキャリアノートを作成し、児童生徒に配布し活用することで、将来、社会的・職業的に自立し、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育に取り組んでいる。 | キャリア教育自体が、教育現場になかなか根付かないことが課題である。 | キャリア教育が教育現場に根付くよう、教職員への研修、指導について県とも連携しながらキャリアノート等を活用し推進していく。 | 同内容で継続 | | KPI | 今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合（小学生） | %/年 | 94.7 (H27) | 92.7 | 86.9 | 86.8 | 現状値を上回る (H31) |
| ② 整備環境の | 開かれた学校づくり | 市内小中学校において、保護者や地域住民参加ができるオープンスクールを定期的に開催している。 | 北部3中学校区（千種中校区、波賀中校区、一宮北中校区）でのコミュニティスクールの推進以後、新たな校区での推進が進まない状況にある。 | コミュニティスクールの利点を最大限に活用するため、今後の小中一貫教育の導入に合わせて、すべての小中学校でのコミュニティスクールの推進に努める。 | 同内容で継続 | 今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合（中学生） | | %/年 | 79.5 (H27) | 80.7 | 84.7 | 77.6 | 現状値を上回る (R1) | - |

基本施策18 学校教育の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | |
|------|------------|---|--|---|--|--------|---------------------------|-----|------|------|------|------|------------|----|
| | | | | | | 区分 | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | | | | | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| ② | 安全安心な学校づくり | <p>■小中学校耐震化事業 平成28年度の都多小学校校舎の耐震補強工事、平成29年度の伊水小学校屋内運動場竣工により、市内の小・中学校施設の耐震化は全て完了した。</p> <p>■学校規模適正化の進捗による施設改修等 平成28年4月開校の一宮北小学校、平成30年4月開校のはりま一宮小学校(旧神戸小学校)において、必要となる施設改修等を実施し、新設校でのスタートを切ることができた。</p> <p>■学校施設の老朽改修 平成29年度より山崎西中学校、山崎南中学校の大規模改修事業に着手したが、継続して実施する予定であった平成30年度の山崎西中学校Ⅱ期工事と山崎東中学校Ⅰ期工事の国庫補助事業採択については、トイレ改修分のみしか受けることができなかったため、トイレ改修工事のみを実施した。</p> <p>■学校園空調設備整備事業 近年の猛暑により学校園の教室環境が劣悪な状態であるため、全学校園の普通学級(特支含む)及び一部の特別教室、保育室に空調設備を導入する事業を平成30年度～令和元年度に実施(施工中)。</p> <p>■学校施設トイレ改修事業 衛生上の問題や学校間の設備の均一を図るため、湿式・和式トイレの乾式・洋式化を図る事業を令和元年度より実施予定。</p> | <p>■学校施設の老朽改修 平成30年度以降、国庫補助事業採択を受けることが困難な状況となっており、事業内容を見直す必要が生じている。</p> <p>学校のトイレについては、生活スタイルの変化により、家庭や飲食店などでトイレの洋式化が進んでいることから、和式便器を使用したことがない児童・生徒も増えており、学校でのトイレを我慢することで体調を崩すといった事例が全国的にも問題になっている。</p> <p>■学校規模適正化の進捗による施設改修等 現段階(R1)では、新たな中学校区での学校規模適正化の目途はたっていない。</p> <p>■教育用コンピューターの整備 小中学校の児童生徒が授業で使用するコンピューター教室のパソコンが更新時期を迎えており、今後、児童生徒用タブレットの導入と併せて検討していく必要が生じている。</p> | <p>■学校施設の老朽改修 比較的国庫補助事業採択を受けやすいトイレ改修事業を先行して実施することの方針転換しつつ、トイレ以外の老朽改修については、令和元年度に策定する「宍粟市学校施設長寿命化計画」により今後の整備目標を定める予定。</p> <p>■学校規模適正化の進捗による施設改修等 今後も学校規模適正化の進捗に合わせ、施設改修等を実施する。</p> <p>■教育用コンピューターの整備 授業によっては児童生徒が各教室でタブレットを使用するニーズが高まっており、更新時期を迎えているコンピューター教室のパソコンをタブレット型コンピューターに置き換えることで、コンピューター教室からタブレットを各教室へ持ち出して使用できる環境整備を進める。</p> | 同内容で継続 | KPI | 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合(小学生) | %/年 | 85.9 | 84.8 | 85.8 | 86.8 | 全国平均以上(R1) | - |
| | | <p>【学校規模適正化計画】 枠組:①複式学級になっている、若しくは数年後に完全複式学級が見込まれる学校…千種平成24年4月実施・山崎西平成26年4月実施・波賀平成27年4月実施 現時点で複式学級となる学校があり、かつ平成30年度までに複式学級が想定される学校…一宮北平成28年4月実施 平成30年度までに複式学級の想定はないものの、一定の集団規模に満たない学校…はりま一宮平成30年4月実施 事業目標:7校区中 適正化実施済:5校区(千種・山崎西・波賀・一宮北・一宮南) 協議線延中:2校区(伊水・都多小学校区、城下・戸原小学校区) 閉校となる学校で実施する閉校記念事業に要する経費を補助することにより、学校の歴史の保存及び記念行事等の活動の円滑な実施に資することができた。</p> <p>【心のふるさと校歌保存事業】 学校規模適正化により、閉校になった学校が平成30年度末で小・中学校合わせて14校。閉校した学校の校歌はもう歌われないが、ふるさとを思い出させてくれるものであり、また地域の貴重な歴史・文化遺産でもあるので、14校だけでなく、昭和30年以降に閉校・閉園となった校歌・園歌も掘り起こし、歌入り校歌として復元・保存して市のホームページに掲載した。ホームページで公開することで誰でも聴くことができ、当時を思い出し、校歌に歌われた地域の文化・伝統の継承とともに、学校園や宍粟市にゆかりのある人々の心を結び付けていく。 ★校歌・園歌のある全57学校園分:中学校7校・小学校12校・幼稚園7園(H30) ※S30以降に閉校・閉園している31校園</p> | <p>計画に残りは、城下・戸原小学校区と伊水・都多小学校区の2校区で、いずれも地域、保護者の理解と協力が必要である。</p> <p>城下・戸原小学校区:平成24年度に地域の委員会での協議を当面繰り延べることが決定されている。</p> <p>伊水・都多小学校区:平成27年度に5年間地域の委員会での協議繰り延べを決定している。</p> | <p>城下・戸原小学校区:協議線延となっているが、平成31年4月に戸原こども園も開園されたので、地元・PTA棟と調整を行う。</p> <p>伊水・都多小学校区:令和2年度に地域の委員会の協議再開を予定している。令和元年度に準備として、地域の委員会の構成を地区連合会長・PTA会長と調整する予定である。</p> | 同内容で継続 | | 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合(中学生) | %/年 | 70.5 | 75.6 | 74.1 | 70.8 | 全国平均以上(R1) | - |
| ③ | 特別支援教育の充実 | 特別支援教育支援員の適切な配置 | 市内すべての小中学校へ特別支援教育推進員を配置している。 | 市内全小中学校に特別支援教育推進員を配置しているが、学校規模により業務量が異なることからより適正な配置について検討することも必要となっている。 | 特別支援教育推進員のさらなるに適正な配置について、学校の規模や業務を勘案し検討していく。 | 同内容で継続 | | | | | | | | |
| | | 自立や社会参加につながる効果的な支援の実施 | スクールソーシャルワーカー、指導主事等で組織する学校サポートチームや警察等関係機関と連携し、教育以外の分野についても自立や社会参加につながる効果的な支援に努めている。 | 特に課題は無し。 | スクールカウンセラーやしろう学校サポートチームによる、児童生徒へのカウンセリングの充実やケース会議等による個別対応の充実を図る。 | 同内容で継続 | | | | | | | | |

基本施策19 青少年健全育成の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|-------------------------|---------------------------|---|--|--|--------|
| ① 青少年健全育成のための推進体制の充実 | 学校・家庭・地域が連携できる環境づくり、取組み支援 | 青少年センターの教育相談窓口としての機能を生かし、不登校やいじめ問題、学校と家庭との関係についての相談に対応したり、地域からの登下校等の苦情にも対応し、学校・家庭・地域の連携の取組支援を行っている。また、市内小中学校を定期的に訪問し、学校の課題に対する助言等を行い、事案により関係機関へのつなぎ役を担っている。特に不登校事案は適応指導教室(不登校の小中学生を対象とした教室)につないでいる。 | 市内の適応指導教室は1か所(山崎町)のみであり、一宮町、波賀町、千種町からは距離があり、体制としては充分とは言えないのが現状である。 | 適応指導教室の配置や設置についてさらに検討していく。 | 同内容で継続 |
| | 青少年健全育成に関する情報提供、啓発活動 | ネットパトロールの報告会を毎月定期的実施し、小中学校に情報提供を行い、青少年の問題行動の未然防止に生かしている。また、年4回開催される市内小中生徒指導担当者会に出席し、多様化する生徒指導上の課題等について情報提供を行っている。広報紙において、「いじめ見逃しゼロ」をめざした取組等の青少年育成に関する情報を掲載することで啓発を行っている。 | ネットパトロールではLINE等の個人間でのやり取りまでは確認できない等の課題がある。 | これまでの取組と同様に「いじめ見逃しゼロ」をめざして、情報提供や啓発活動を行っていく。 | 同内容で継続 |
| | 健全育成のネットワークの拡充 | 青少年問題協議会の会議に出席し、情報の共有、連携等を行っている。 | 青少年問題協議会との連携等に問題はないと考えるが、内容の多様化により、より専門的な人員が必要となってきている。 | 同内容で継続して取り組む。 | 同内容で継続 |
| ② 青少年を育てる地域ぐるみの活動 | 青少年に関する相談体制の充実 | 教育相談窓口として青少年育成センターに2名配置(教員OB・警察OB)し、不登校、いじめ問題、体罰、兵庫県青少年愛護条例違反等、急速に変化多様化する課題や市民からの相談、学校職員からの相談についても対応している。また、スクールソーシャルワーカー、指導主事等で組織する学校サポートチームが多角的に対応し、教育相談の質を向上させている。 | 体制に問題はないと考えるが、相談内容の多様化により、より専門的な人員が必要となってきている。 | それぞれの分野の専門的な人員の配置は困難であるので、事案によっては部局を超えて専門的な知識を有する職員等の協力を得ながら対応していく。 | 同内容で継続 |
| | 青少年の非行防止活動の強化 | 市内の7中学校区毎に「中学校区育成委員会」を組織し、育成委員として92名を委嘱し、更生保護女性会等とも協力し、市内イベントでの巡回活動や街頭キャンペーンを行っている。 | 巡回活動は主に夜間の活動となるための中学校区育成委員への負担が課題となっている。 | 今後は委員会自体の在り方も見直しながら、最良の手法について検討していく。 | 同内容で継続 |
| ③ 青少年活動の推進 | 青少年体験活動の推進 | 社会教育では、「地域での学びの循環」が青少年の健全育成に必要な考え方であると捉えており、夏休みワクワク講座事業等の様々な子どもの体験活動事業を実施している。また、地域の生涯学習を行う市民グループの活動を支援し、その学びの成果(知識や技能、経験など)を広く地域で共有させていくため、活動グループに対し、子どもの体験活動などの指導者への就任について積極的に働きかけを行った。 【H30主な実績】 ・夏休みワクワク講座事業【10講座・88人参加】 ・土曜なんでも体験体事業【13回・21人参加】 ・チャレンジキャンプ事業【2泊3日(1回)・39人参加】 ・キッズ英会話教室事業【通年・8人参加】 | ほとんどの教室では定員を満たしているが、保護者の送迎の理由により参加できないという声もある。より多くの子どもたちに体験活動に参加してもらうため、対応策を検討していく必要がある。 | 今後においては、保護者の協力と理解がさらに重要となっており、「少子化」、「子どもの興味関心の多様化」、「保護者就労環境の変化(共働世帯の増加)」が同時進行する状況の中、参加者を増やすために、保護者に対してアンケートを行い、参加者側のニーズを意識した事業の組み立てを行っていく。 | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|--------------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| まちづくり指標 | 青少年育成委員巡回指導回数 | 回/年 | 63 | 65 | 68 | 63 | 現状値を維持 | 現状値を維持 |
| | 登下校指導ボランティア数 | 人/年 | 1,901 | 1,950 | 1,860 | 1,800 | 現状値を維持 | 現状値を維持 |
| | 子ども講座・体験活動受講者数【延べ】 | 人/年 | 567 | 602 | 635 | 533 | 現状値を維持 | 現状値を維持 |

基本施策20 健康づくりの推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|---------------------|-----------------------|--|--|---|--------|
| ① 生涯を通じた健康づくりの推進 | 健康づくり推進協議会や食育推進委員会の設置 | 健康づくり推進協議会を設置し健康増進・食育推進の計画策定、事業の実施、計画の進捗状況等の管理を行った。庁内の関係機関との打ち合わせ、関係機関(特に学校、JA、いずみ会、消費者協会)とも連携を取りながら、事業実施を行った。 | 現在行っている、広報紙に掲載、チラシの配布、ホームページ、しそチャンネルだけでは限られた人しか情報が届いていない。他の効果的な周知方法についても健康づくり推進協議会などで検討していく必要がある。行政での各種健康教室や健康相談の実施だけでなく、住民が主体的に健康づくりに取り組む仕組みづくり、すでに自主的に取り組まれているグループや組織などの把握や周知ができていない。また、指導者の養成が必要。 | 様々な関係機関(庁内、庁外)と連携を取りながら事業に取り組む。 | 拡充して継続 |
| | 健康づくりに関するリーダーの育成 | 積極的に地域で健康づくりや食育推進に努めてもらうウォーキングリーダー、食生活推進員、心の健康づくりリーダーの育成に努めたが、地域での活動へとつながったのは食生活推進員に限定された。 | 健診(検診)を受ける機会を増やすことにより、受診者数の増加が見込まれると思われるが、医療機関との調整等が進んでいない。また、健診案内が自治会配付から郵送に変更となったことで回収率が下がり、結果的に受診率の低下に影響している可能性がある。 | 健康づくりリーダーの養成とともに活躍できる場の提供を検討する。 | 拡充して継続 |
| | 特定健診やがん検診などの受診勧奨 | 集団健診と医療機関の個別健診を併用で実施できるように、節目年齢での無料健診の実施、過去に受診歴のある人等への受診勧奨の実施、日時指定制や土日に実施する等受診しやすい環境も整え受診者の増加に努めた。少しずつ受診率が上昇している健診もあるが、全ての健診で受診者の増加にはつながらなかった。 | 医師会、歯科医師会と連携し集団や個別の健診を実施した。 | 健診を受けやすい状況を検討するとともに、未受診者への働きかけを行う。引き続き医師会や歯科医師会との連携、調整に努める。 | 拡充して継続 |
| | 健診を受診しやすい環境づくり | 医師会、歯科医師会と連携し集団や個別の健診を実施した。 | | | |
| | うつ予防やひきこもり対策についての普及啓発 | ひきこもり相談やこころの相談等を実施し必要な支援につなぐなど、うつやひきこもりなど悩みを抱えている人への支援に努めているが、特にひきこもりに関しては、対象者の年齢、課題等多岐にわたり健康福祉部、教育部、他の関係機関等と連携し必要な支援、不足している支援等検討していく必要がある。 | 市内には精神疾患専門医療機関はなく、相談する機会や機関が少ないなど、相談に来られた後の支援メニューが不足している。 | 医療機関や支援機関等関係機関と連携しながら、正しい理解が進むよう普及啓発を積極的に行うとともに、自殺対策も含めて、個々のケースに応じた支援を検討する。健康福祉部、教育部、他の関係機関等と連携し必要な支援、不足している支援等検討し、必要な支援の開発をする。 | 拡充して継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|------------------|-----|----------------|---------------|----------------|----------------|---------|---------|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| まちづくり指標 | 健康寿命(男性) | 歳 | 77.50 (H22) | - | 78.19 (H27) | 78.19 (H27) | 現状値より増加 | H32より増加 |
| | 健康寿命(女性) | 歳 | 82.62 (H22) | - | 82.70 (H27) | 82.70 (H27) | 現状値より増加 | H32より増加 |
| | 3大生活習慣病による死亡者の割合 | %/年 | 55.5 (H25) | 49.9 (H27) | 52.2 (H28) | 54.0 (H29) | 現状値より減少 | H32より減少 |
| | 特定健診受診率 | %/年 | 37.7 (H25) | 41.5 (H27) | 41.7 (H28) | 41.9 (H29) | 60.0以上 | 60.0以上 |

基本施策21 医療体制の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|------------------|------------------------|--|---|--|--------|
| ① 地域医療体制の充実 | 地域医療体制の確立、医療・保健・福祉の連携 | 医療・保健・福祉の関係者により宍粟の医療の状況を把握分析し、「宍粟市における地域医療推進のための基本方針」を作成し取り組みの方向性を定めた。 | 地域の開業医の減少や偏り、診療科目の不足があり、身近な場所で医療が受けにくい地域がある。また、医師の高齢化により訪問診療ができていない地域がある。 | 新病院の整備検討とあわせ、医療機関が不足するエリアには、公立宍粟総合病院を核として市立診療所、訪問看護ステーション等が連携し医療の提供ができるよう体制整備を図る。より一体的にサービス提供が行えるように組織再編の検討に入る。 | 拡充して継続 |
| | 地域医療の充実 | 宍粟市訪問看護ステーションの活動エリアを市内全域に拡大し、総合病院との連携などにより医療機関が希薄な地域の医療の充実に努めた。 | | | |
| ② 宍粟総合病院の充実 | 医師や看護師の確保、研修医の受け入れ | 平成29年3月に医療圏域における当院の役割の明確化、持続可能な病院経営の健全化のために公立宍粟総合病院改革プランを策定し、医師確保、病床数の変更、院内照明のLED化等により収益の増加、経費の削減について各種取組を行った。平成30年度には5階地域包括ケア病棟の病床数の見直しを行い、影響額は入院約64,000千円、外来約39,000千円の診療実績があり、収益の増加について一定の効果があったものの平均在院日数の減により、延入院患者数が減少し現金ベースでの赤字に至らなかった。また、常勤医及び研修医数は充実しつつあり、平成31年4月から診療窓口の増加及び午後診療の実施が可能となった。平成28年度からの4年間で17人の研修医を受け入れ、平成31年4月から1名が常勤医として勤務することとなり、医師の確保は、一定の成果が見られた。また、病院敷地内に職員向けに託児所を開設し、労働環境の改善に努め、医師及び看護師等の確保につなげることができた。 | 市内唯一の救急対応病院であるため、救急患者の積極的な受け入れを行い、地域の医療ニーズの高いレスパイト入院にも対応した病床機能の見直しを図り、自宅等からの直接受け入れ、回復期のリハビリ充実など、円滑な在宅復帰に向けた医療の提供を図る必要がある。施設は昭和59年度に建設し、老朽化が進んでおり、設備機器も経年劣化が進んでいる。新病院建設を見据え、医療機器の更新、施設整備とも耐用年数を考慮しつつ、日常的なメンテナンスにより、使用可能な良好な状態を保ちつつ、費用対効果を比較検討し経営状況を注視しながら良質な医療の提供が行えるよう計画的な事業執行が必要である。 | 令和元年度は、地域包括ケアシステムの推進及び在宅医療へ取り組みを進めるため、現在の急性期病棟3棟 地域包括ケア病棟1棟から、急性期病棟2棟、地域包括ケア病棟2棟に病棟機能変更を行い病床利用率を増加させるとともに、外来患者数の増加のため、内科外来の午前4診(月・木)と午後1診(火、水、金)の拡充を行う。また、薬剤のジェネリック化の推進をし、薬剤費の削減に努める。さらに、地域の医療ニーズの高いレスパイト入院にも対応した病床機能の見直しを図り、自宅等からの直接受け入れ、回復期のリハビリを充実させる。 あわせて、令和元年度からSPD(院内物流システム)の運用を開始し、コスト削減・原価管理など病院運営の改善・効率化を進める。 | 拡充して継続 |
| | 経営の改善 | | | | |
| ③ 国民健康保険事業の充実 | 国民健康保険制度の周知・啓発、医療費の適正化 | 年次更新や特定健診等の機会を捉えて、また、窓口等において制度内容等について、周知啓発することができた。レセプト点検では資格点検、内容点検等に取り組み、第三者行為や資格喪失後受診などが確認できた。ジェネリック医薬品との差額通知により、ジェネリック医薬品の啓発ができ、数量シェア率も少しずつ上昇しており、医療費の抑制ができています。 ジェネリック医薬品数量シェア率 平成31年1月審査分79.0% (厚生労働省の目標数量シェア率令和2年9月までに80%) | 引き続きレセプト点検やジェネリック医薬品の推進などに取り組む必要がある。また、適正な国保税の収納により財政の安定化とともに健康福祉部との連携により重症化予防事業等保健事業の取り組みを進める必要がある。 | レセプト点検などによる資格等の適正化、ジェネリック医薬品の推進などによる医療費抑制、国保税の徴収率向上への対策強化による財政健全化、特定健診等受診勧奨や重症化予防事業等保健事業など関係部署の連携した取り組みにより医療費抑制を推進する。 | 拡充して継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|-----------------|------|-------|-------|-------|-------|--------|----------------------|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| まちづくり指標 | 患者紹介率 | %/年 | 44.2 | 44.6 | 46.2 | 46.1 | 51.0 | 55.0 |
| | 患者逆紹介率 | %/年 | - | 44.9 | 46.8 | 48.5 | 49.0 | 54.0 |
| | 病床利用率 | %/年 | 66.4 | 70.0 | 66.1 | 64.6 | 71.9 | 76.0 |
| | 病院事業経常損益 | 億円/年 | ▲4.84 | ▲1.15 | ▲1.41 | ▲1.47 | ▲0.49 | 0.35 |
| | 常勤医師の充足率 | %/年 | 76.0 | 72.0 | 72.0 | 92.0 | 80.0 | 84.0 |
| | 看護師の充足率 | %/年 | 87.1 | 87.7 | 84.7 | 84.7 | 92.0 | 97.0 |
| | 国民健康保険税現年課税分収納率 | %/年 | 93.6 | 93.44 | 93.50 | 94.19 | 92.5以上 | 兵庫県国民健康保険運営方針に定める収納率 |

基本施策22 高齢者福祉の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | | | |
|----------------|------------------------------|--|---|--|--------|---------|--------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|---------------|---------------|-----|--|
| | | | | | | 区分 | 指標 | 単位 | 策定現状値 | | | | 実績値 | | 目標値 | |
| | | | | | | | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | | |
| ① 地域包括ケアの充実 | 「地域包括ケアシステム」の構築に向けたネットワークづくり | 病院と診療所、医療と介護、介護と介護の連携をすすめるための『しくみづくり』を関係機関で協議し、連携を図ることができた。生活支援コーディネーターが中心となり、地域づくりを視野に入れた取り組み、社会資源の把握や協議の場づくりの支援を行うことで、地域の支え合い活動への意識を高めることができた。総合相談事業は、医療・介護・福祉・権利擁護・生活支援・消費者相談などの相談の緊急性や家族の状況を考慮し、関係機関との連携によって必要な支援を提供した。 | 保健や医療、介護、福祉の専門職が専門性を発揮できるように体制を整え、その専門職による支援と、家族や友人、近隣住民、ボランティアといった支援との連携を深める必要がある。自助・互助の力を高められるよう、地域の見守りや支え合いの地域づくりが必要である。ひとり暮らしや高齢夫婦世帯、高齢親子世帯、高齢兄弟世帯等、高齢者のみ世帯の増加に伴い、地域の見守りや支え合いの地域づくりやその担い手づくりが必要である。 | 「医療と介護連携会議」を活用し、情報共有等ネットワーク形成を行い、在宅生活におけるサービスの提供体制を整備する。また、地域共生社会の実現に向けて、「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくりを土台としながら、「地域包括支援センター」「基幹相談支援センター」等が密接に連携し、専門職による多職種連携や、地域住民等と協働する地域連携によって包括的な支援体制を整える。 | 拡充して継続 | まちづくり指標 | 65歳以上の高齢者が、見守りが必要な高齢者を支援している割合 | %/年 | 11.2 | 11.2 | 9.6 | 9.6 | 12.2 ~13.2 | 13.2 ~14.2 | | |
| | 地域包括支援センターの機能強化 | 地域包括支援センター運営協議会にて地域包括支援センターの人員状況、事業計画及び事業実績などを報告し適正な運営を行った。平成29年4月より、地域包括支援センターに介護支援専門員を4名配置し、介護予防支援計画の作成等介護予防マネジメント業務を行い、高齢者等が住み慣れた地域で生活が送れるように支援した。地域包括支援センターが地域ケア会議を開催し、高齢者の課題解決を支援するとともにケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めた。 | 高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加、介護の重度化、介護期間の長期化、老老介護、認知介護、多重問題世帯が増える中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、地域包括支援センターの職員が連携し、専門性を発揮できるように、質的向上をはかる必要がある。また、地域包括支援センター内のみでなく、関係機関との連携が一層必要となる。 | 地域包括支援センター運営協議会にて地域包括支援センターの運営状況の報告評価を行い、センターの機能強化と適正な運営を図る。「医療と介護連携会議」を活用し、情報共有等ネットワーク形成を行い、在宅生活におけるサービスの提供体制を整備する。 | 同内容で継続 | | 認知症サポーター登録者数 | 人/年 | - | 118 | 194 | 244 | 100 | 100 | | |
| | 認知症に関する知識、窓口の普及啓発 | 認知症やその予防に関する基本的な知識を得ることを目的として啓発講座や予防教室を開催した。平成29年度から開始した運動教室を取り入れた、比較的若い年代を対象とした認知症予防教室は徐々に浸透し認知症予防への関心を高めている。認知症を理解し、地域で暮らす認知症の方やその家族への支援者を増やすことを目的に、『認知症サポーター養成講座』を開催した。養成講座では、認知症キャラバンメイトが講座を企画し実施している。また、認知症サポーター養成講座の修了者に対しステップアップ講座を開催し、認知症への理解を深め支援者を増やすことができた。 | 後期高齢者の増加に伴い、今後、認知症の方が増えると予測され、令和7年には、65歳以上の5人に1人が認知症といわれている。市民の認知症に対する関心も高くなってきている。認知症サポーター養成講座においては、認知症が病気であることや、認知症の方や認知症の家族に対しどのように支援していくかということについて、理解が深まっている。今後、今以上に認知症を理解して、認知症の方や、認知症家族を支援する応援団を増やす必要がある。そして、認知症の方が、住み慣れた自宅において安心して暮らせる地域づくりが必要である。しかし、特に北部地域において、認知症サポーター養成講座の開催回数が伸びていない。認知症のステップ講座を開催するが、参加者は少ない状況である。 | 認知症サポーター養成講座の開催の呼びかけをはじめ、認知症理解に向けた普及啓発を行う。認知症の人が増える中、1回の認知症サポーター養成にとどまらず、今後もステップアップ講座で認知症の理解をより深め、支援者をさらに増やしていく。 | 同内容で継続 | | 市民が主体的に運営する介護予防教室の登録者の割合 | %/年 | 4.7 | 13.78 | 14.80 | 15.26 | 10.0 | 10.0 | | |
| | 認知症高齢者等やその家族への支援 | 認知症カフェにて、認知症の相談や情報交換、認知症学習、地域との交流を図ることができた。高齢者にGPS専用端末機を貸与し、所在不明になることを防止した。外出時に行方不明になる可能性がある高齢者本人に関する情報を事前に登録し、その情報をネットワーク機関で共有し、関係機関の協力による日常業務や生活を通じた目配りによって、認知症の人がひとりで安心して外出ができるために見守りを行った。事前情報は、警察等とも共有し、もし認知症の人が行方不明になる等の緊急時には、地域包括支援センターから関係機関に捜索を依頼し、早期発見に努めた。認知症の人やその家族に早期に関わる『認知症初期集中支援チーム』を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し病院受診の勧奨や介護サービスの導入支援、社会参加への支援につなぐことができた。 | 認知症カフェは、自主的な活動である。行政としては、認知症カフェの立ち上げ支援や認知症カフェの紹介、認知症カフェ主催者間の交流支援をしている。認知症カフェについて、周知が不足している。『認知症初期集中支援チーム』を立ち上げ、認知症の早期診断・早期対応に向けて支援している。しかし、新規相談ケースが少ない。医師会や歯科医師会、介護保険サービス事業所等にも周知し、連携する必要がある。 | 認知症の人やその家族等からの相談に対応するため、認知症地域支援推進員を増員する。また、認知症カフェや集いの場について運営面の相談・助言を行う。認知症初期集中支援チームにより、専門的な見地から認知症の早期発見、早期対応を行い、できる限りの在宅生活を支援する。 | 同内容で継続 | | 「いきいき百歳体操」に取り組む高齢者登録者数 | 人 | 583 | 1,753 | 1,901 | 1,975 | 1,300 (R1) | - | | |

基本施策22 高齢者福祉の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|----------------------|-------------------------------|--|--|--|--------|
| ② 高齢者の生きがいを 推進 | 高齢者の就業機会の確保、社会参加活動の支援 | 会員数30人以上の老人クラブに対し、当該クラブ活動にかかる支援をすることで、高齢者の生きがいをづくり・介護予防事業の取組を推進することができた。制度上、会員数が30人未満の小規模老人クラブの活動へは支援ができないため、市単独での支援ができるよう補助金交付要綱の一部改正を行った。 また、シルバー人材センターに対し運営補助を行うことで、同センターの安定運営を確保することができ、高齢者の就業機会の推進につながった。 | 会員数が30人未満の小規模老人クラブの活動へも支援できるよう制度改正をしたため課題は無い。(超高齢者(90歳以上等)の増加により、老人クラブから脱退する人が増加しており、地域によっては、新規加入が少なく、加入率も低下しており、クラブの存続に向けた支援が必要。) | 会員数が30人未満の小規模老人クラブも含めて、老人クラブの活動へ引き続き支援する中で、クラブの存続を支え、高齢者の生きがいをづくり・介護予防事業の取組を推進していく。 シルバー人材センターへの運営補助についても、事業費の把握及び収支相消の原則のもと、安定した運営に向け引き続き支援を行う。 | 拡充して継続 |
| | 介護予防に関する知識の普及啓発、自主的な介護予防活動の支援 | いきいき百歳体操教室は、順調に開設しており参加者数も介護予防に効果が表れるとされる高齢者人口の1割の参加を大きく上回っている。また、体操教室に集まった機会を利用し、専門職を講師として派遣し介護予防等の指導や普及活動を行った。 さらに、いきいき百歳体操教室は週1回高齢者が集まり体操等を実施しているが、高齢者が集まる機会を利用して、参加者同士の自主的な見守り体制や簡単な日常生活の困りごとの助け合い活動が生まれている。 | 概ね目標達成できているが、実施できていない自治会では、リーダー不足や場所の問題がある。また、いきいき百歳体操の取組が中心となり、支え合いの地域づくりまでには至っていない。生活支援へ発展させなければならない。 | 既に開設している教室を活用し、自主的な介護予防活動に加え自主的な地域の見守り拠点として取り組むよう支援していく。 開設できていない自治会に対しては、再度、いきいき百歳体操の目的や効果等について説明し立ち上げ支援を行う。 | 拡充して継続 |
| ③ 介護サービス基盤の充実 | 持続可能な介護保険制度の構築 | 高齢者が増加する中、多様化する高齢者のニーズに応じた施策展開が求められており、第6期及び第7期介護保険事業計画に基づき、サービスの見込量や取組、目標を掲げ、継続的に評価、分析し、その成果を公表するとともに、必要に応じて見直しを行った。 平成28年4月より、小規模デイサービス(利用定員18人以下)が地域密着型通所介護として、指定基準が県から市へ移行を行い、平成30年4月に居宅介護支援事業所の指定基準も県から市へ移行を行い、介護保険の需要と供給が増える中、より地域と連携し、適切な運営に繋げるよう実地指導の強化も図った。 平成29年4月に、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、総合事業に完全移行を行った。 平成29年度に「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」「定期巡回・随時対応型介護看護」を提供する事業所を1か所ずつ整備し、介護サービスを利用しやすい環境を整えることができた。「福祉資格取得助成事業」として46名へ資格取得に要した費用の一部助成を行い、介護職員の増員及び定着につなげることができた。 | 高齢化や核家族化の進展、在宅一人暮らし高齢者や在宅認知症高齢者の増加により、要介護認定者が増え、介護給付費も年々増加しており、介護予防や重度化防止の取組強化、介護給付費適正化が課題となっている。 介護保険サービス事業所では、介護人材を募集しても人材が集まらないことや、人材不足で事業規模を拡大できない、離職率が高いなど、介護人材のマンパワー不足が深刻な中、各分野(行政・社協・介護事業所・医療従事者等)で1人に係る負担が増大している。 平成30年度から第7期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所の整備に向けて事業者の募集を行っているが、応募事業者が少なく選定に至っていない。その理由の一つに、慢性的な人手不足によって、新規事業所を整備しようとしても介護職場を担う人材確保が困難との状況があることから、介護人材の確保・育成、地元就労等を推進するための新たな取組が必要となっている。 | 持続可能な介護保険制度の構築をめざすため、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう、介護保険事業の適正化に取り組む。 また、施設整備は小規模多機能型居宅介護事業者の募集を計画どおり継続して実施する一方で、募集計画の再検討を行うと同時に第8期計画策定にあたって市民ニーズ等を調査する。 介護人材の確保については、介護職場への関心を高めるための「介護職場体験セミナー」を実施するほか、介護支援専門員の慢性的な不足と高齢化に対する対策として、「介護支援専門員実務研修受講試験対策講座」を開催する。 | 拡充して継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|----|------|----|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |

基本施策23 障がい福祉の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|--------------------|-------------------------|--|---|--|--------|
| ① 社会参加の促進 | 啓発の充実、交流活動の推進 | 身体障害者福祉協会スポーツ大会の支援や身体障害者福祉協会・手をつなぐ育成会・すぎの木家族会の活動を支援することで、障がいのある方の社会参加につなげた。また、障害者就労支援事業所による販売会を月1回開催することで、物品の販売による市民との交流により、障がいのある人への理解につながった。更に、障がいのある当事者同士の交流を図る「虹色の会」を年1回開催した。 | 個人情報保護の問題や障がいのある方やその家族の交流が民間の福祉サービスでも実施されていることもあり、障がいのある人を中心とした団体への加入者が減っており、障がいのある人同士の交流の場も減っている。団体活動を理解してもらえる支援を、今後検討する必要がある。また、スポーツ大会では、障がいのある方中心の参加となっており、障がいのない方との交流が少ないことが課題となっている。 | 家族会等の各団体の周知を行うことと会員の確保を支援するとともに、各団体との協議をする中で、スポーツ大会やイベントの周知方法を充実し、障がいのある人も障がいのない人も参加してもらい、交流の機会を増やすことで障がいへの正しい理解と認識を推進する。 | 同内容で継続 |
| | 就労機会の拡大と雇用安定の支援、支援体制の整備 | 龍野公共職業安定所の支援を受けながら障害者雇用促進セミナーを開催し、企業や就労支援事業所などへ雇用促進の啓発を行い、障がい者の受け入れを推進した。(平成30年度実績:参加企業10社、就労支援事業所7所、商工会2名、その他57人)また、就労支援事業所等連絡会を2か月に1回のペースで開催し、課題を共有しつつ一般就労への移行ができるよう支援をすすめている。(一般就労へつながった人数:4人)その他では、市としても、障害者就労支援施設などからの優先調達の推進により雇用の安定に寄与する取組みを行っている。(平成30年度実績:約270万円) | 就労継続支援B型の利用者が年々増加する中、就労移行支援利用者は減少傾向にある。障害の状態に応じた勤務ができる職種・業務の開拓や就労後のケアなどの就労定着の支援を図ることが必要である。 | 障害のある人の雇用に対する知識と理解を深めるため、雇用促進セミナーを継続的に実施する。ハタラク支援センターやわくわくステーションとも連携をはかり、就労定着に向けた支援を行う。 | 同内容で継続 |
| ② 地域生活支援の充実 | 地域の通所施設の運営支援 | 障がいのある人が共同生活するグループホーム(4事業所)や障がいのある人の憩いの場の提供などを行う地域活動支援センター(3事業所)、障がいのある人の就労機会を提供する就業支援事業所(9か所)の運営の支援を行い、更には、各施設の利用に係る交通費の補助や日常生活に必要な補助により、各施設の利用者の増加につながっている。 | 重度の障がいのある人が自宅での生活支援を希望する場合などには、ホームヘルプサービスの利用が必要となるが、事業者やヘルパーが少なく、十分なサービスの提供ができない。 | グループホームや就労支援事業所等の充実により、障がいのある人の地域社会での自立は進みつつあるなかで、障がいのある方のサービスのあり方も変化してきている。そのような多様化するサービスに丁寧に対応するためには、市内の事業所や関係機関と連携を図りつつ、当事者やその支援者からのニーズの把握に努め、必要な支援につなげていく必要がある。また、24時間体制で相談等の対応ができる地域生活拠点について、令和2年度に整備できるように関係機関と協議を進める。 | 拡充して継続 |
| | 適切なサービス利用につながる相談機能の充実 | 平成25年3月に基幹相談支援センター(市直営)を開設するとともに、市内の民間相談支援事業所との連絡会を開催し、情報収集・提供、連携により相談員の質の向上を図ることで、適切なサービスの提供につなげた。年6回開催。 | 概ね計画どおり進めているが、相談支援専門員の確保や報酬単価が低く安定した運営が難しく、民間事業所の閉鎖に繋がっている。 | | |
| ③ 保健福祉充事業と相談体制の | 障がいの早期発見、療育支援 | 子育て包括支援センターの設置により、早い時期に障がいを発見し、早期に療育訓練を行い障がいの軽減と適切な発達を支援するとともに、特別支援教育支援委員会により、特別な支援が必要な児童に対する相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため連携を図っている。全体委員会年1回、支部委員会年1回(4支部)、特別支援教育保育会議年4回。 | 計画的に実施できているが、医療的ケア児の家族のニーズの的確な把握、就学前の需要に対応できる受け入れ先の確保が困難な状況にある。 | 医療的ケア児には、早期発見し適切な医療や療育支援等につなげることが重要となるため、乳幼児健診、1歳6か月健診などの保健部門や親子の相談支援を行う子育て包括支援センターや保育所、幼稚園、相談支援事業所といった関係機関との連携による支援体制を強化する。 | 同内容で継続 |
| | 障害児相談支援の充実 | | | | |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|------------------------|-----|-------|------|------|------|-------|---------|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 福祉施設からの一般就労者数 | 人/年 | 2 | 1 | 1 | 4 | 4 | H32より増加 | |
| | グループホーム等利用者数 | 人/年 | 28 | 31 | 36 | 35 | 41 | 46 | |
| | 法定健診受診率(乳幼児・1.6歳児・3歳児) | %/年 | 96.4 | 97.4 | 96.4 | 98.5 | 100.0 | 100.0 | |

基本施策24 地域福祉の充実

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|----------------|--|---|---|--|--------|
| ① 地域福祉活動の推進 | 地域福祉活動に取り組む市民や地域団体の相互連携や自主的な活動の支援 | 第3期地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の改正により上位計画に位置づけられたことから、包括的な支援につながるよう、関係機関との連携を図った。 | 地域福祉の核となる社会福祉協議会への支援を通じて、地域団体等の連携や自治会内小地域福祉活動の推進はできてはいるが、各団体組織とも構成員の高齢化や小人数化に伴い、将来の担い手不足が課題である。 | 第2期地域福祉計画の検証を行い、切れ目ない地域福祉の推進を図るべく、第3期地域福祉計画を策定し、福祉に関する上位計画として個別計画の方向性をコントロールしていくとともに、引き続き地域団体等へ連携等について、社会福祉協議会に働きかける。 | 同内容で継続 |
| ② 担い手福祉活動 | 社会福祉協議会や民生委員児童委員などの活動と福祉サービスが連携できる仕組みづくり | 地域福祉活動の中心的な担い手である社会福祉協議会に対し、運営等にかかる補助金を交付した。ボランティア協議会、老人クラブ、民生委員などが情報を共有する会議の開催など相互の連携を支援した。 | | 社会福祉協議会の運営等にかかる補助金を引き続き交付していくことで、福祉サービスと地域等の活動の連携について支援する。 | 同内容で継続 |
| ③ 生活困窮者への対応 | 生活保護制度の適正な運用、生活困窮者の自立に向けた支援 | 自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習支援事業を実施することにより、生活困窮者が生活保護に至る前に自立へ繋げることができた。 【自立相談支援事業】(H28)31件、(H29)63件、(H30)87件 【就労支援事業】(H28)22.2%[4人/18人]、(H29)62.5%[5人/8人]、(H30)95.3%[41人/43人] 【就労準備支援事業】(H28)66.7%[2人/3人]、(H29)75.0%[3人/4人]、(H30)81.8%[9人/11人] 【学習支援事業】(H28)－、(H29)－、(H30)3小学校区で実施 | 就労準備支援や就労支援を進めていく中で、家計管理に課題がある生活困窮の方もおられ、生活支援や就労支援だけでは困窮状態から脱却することが難しいケースもある。学習支援事業について市内に大学が無いこと、大学生ボランティアの確保が不十分。 | 引き続き、自立相談支援や就労準備支援、就労支援を実施するとともに、家計収支の均衡が取れていない、あるいは多重債務を抱えるなどの課題を抱える生活困窮者を対象に平成31年4月より「家計改善支援事業(フィナンシャルプランナーなどによる支援)」を新たに実施することで、生活困窮、被保護者への切れ目ない支援を行う。学習支援事業については、ボランティアの確保に努めていく。 | 拡充して継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|---------|------------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| まちづくり指標 | ボランティア活動実施人数(ボランティア災害共済加入者数) | 人/年 | 1,826 | 1,844 | 1,793 | 1,900 | 1,940 | 2,040 |
| | 就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合 | %/年 | - | 22.2 | 33.3 | 71.4 | 20.0 | 30.0 |

基本施策25 生涯学習の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--------|
| | | | | | |
| 地域での指導ボランティアや学習リーダーの育成 | 登録団体に対して、社会教育事業の主旨への理解を求める取り組みを進めたことで、子ども体験講座の指導者として活躍していただくなど、学びの還元・循環のサイクルが見られるようになった。 | 各生涯学習事務所では、地域単位(旧町単位)において学びの還元・循環のサイクルが見られるようになったものの、市全体としての動きについては低調な状態が続いている。さらに、生涯学習への関わりに地域差があり、市全体をカバーする学習リーダー等の育成にまでは至っていない現状である。 | 【生涯学習リーダー等の連携促進】地域ごとに、リーダー等の充足状況もしくはニーズが異なるため、市全体で補い合う仕組みづくりが重要である。このため、例えば活動種別ごとの交流・情報交換会などを実施することで、それぞれの活動分野におけるネットワークの構築が期待できる。 | 同内容で継続 | |
| 生涯学習センター登録団体の拡充、生涯学習に取り組む市民や団体の活動支援 | 登録団体認定のメリットについて、既登録団体への支援メニュー(施設使用料の減免など)を具体例に掲げ登録への呼びかけを行った。また、登録団体に限らず自主的な生涯学習への取り組みを行う団体・個人に対して、行政による支援(情報告知、財源的支援など)を具体的に提示することで活動の継続もしくは拡大につなげることができた。 | 【生涯学習センター登録団体】人口減少と高齢化社会が進む中、登録団体活動における世代間の円滑な継承が重要である一方で、地縁の希薄化が、これを妨げる一因であると推定する。併せて、施設のハード面での対応も必要であるが、現時点では施設の立地条件や老朽化により大幅に利便性を向上させていくことが困難である。 | 【生涯学習センター登録団体】既登録団体に対しては、活動継続への支援として情報提供と相談対応を充実させる。未登録団体に対しては、既登録団体の協力を得て、活動分野ごとに相互交流(マッチング)の場を設けることで、登録のメリットについてより具体的に提示することで、新規団体の登録増につなげていく。 | 同内容で継続 | |
| 生涯学習施設的环境整備 | 平成30年7月より、社会教育施設内に学習スペースを新設して自主的な学習活動への支援をスタートさせた。市内4箇所(市立図書館、センターいちのみや、市民センター波賀、センターちくさ) | 社会教育施設については、経年劣化による老朽化が進んでいるものが多く、必ずしも、利用者にとって利便性が高い状況ではないが、世代や障がいの有無を問わず、誰でも安全に施設が利用できるよう可能な限り不具合箇所の修繕対応を行っている。しかしながら、建物の構造上、対応が困難なケース(例えば、エレベーターの設置、アクセス環境など)がある。 | 【生涯学習施設的环境整備】(仮称)市民協働センターへの生涯学習事務所の一体化に向けた計画が進行中である。直近では、令和2年度より一宮地区からスタートする予定であるが、こうした公共施設の統合化により交通アクセス上、また施設のバリアフリー化の実現などにより利便性の向上が図れ、生涯学習活動がより身近なものとなる。 | 拡充して継続 | |
| ② 読書活動の推進と図書機能の充実 | 市立図書館(室)の蔵書の充実 | 視覚に障がいがある方にも読書が可能となるよう、平成29年度より「デジター図書(デジタル録音図書)の設置」を始めたほか、市内4図書館(室)の蔵書状況を鑑みつつ、毎年計画的に図書を購入することで、様々な本へのニーズに対応することが可能となった。また、平成30年1月より電子図書館事業を開始し、図書館便りでの広報、移動図書館車の巡回時でのPR活動などを通じて普及促進を行った。 ・H29年度末電子図書館利用者数 75名 ・H30年度末電子図書館利用者数 127名 | 市立図書館では、さらなる蔵書の充実を図る一方で、書架スペースが十分でないため、わかりやすい本の案内表示とレイアウトとなっておらず、来館者に対するリファレンス(本に関する情報提供など)が効率的に行えない状況である。 | 市立図書館の書架スペースの不足解消への対応を含め、北部3図書室(館)との蔵書配分により図書施設全体の対応を進めていく。また、老朽化が進む市立図書館については、書架スペースの解消も含めて建て替えに向けて検討を始めていく。 | 同内容で継続 |
| | あらゆる年代に応じた読書活動の推進 | 就学前児童への読書活動促進を目的とした「ブックスタート事業等の実施」、また、広域な市域において、誰でも本が身近な存在となることを目的とした「移動図書館車の運行」などにより、世代や地域を問わず生活の多様な場面で本に親しむことを可能とした。移動図書館車は、定期巡回に加えてスポット訪問(小中学校、学童保育所等への訪問)を実施することで、地域や世代を問わず誰もが本に親しむ機会を充実させている。 ・スポット巡回日数 H30年度:48日、H29年度33回、H28年度:19回 | 平成29年度の貸出冊数は、前年比較で僅かに減少するなど、目標値には達しているものの、加速的な人口減少に加え、モバイル通信端末の全世代への普及により本離れが進んでいるものと推測する。 | これまでの広報活動を継続するとともに、移動図書館車の巡回訪問について、定期巡回に加えてスポット訪問(小中学校、学童保育所等への訪問)を強化していくことで、地域や世代を問わず誰もが本に親しむ機会を充実させていく。 | 同内容で継続 |
| | 家庭や地域、学校やPTAなどとの連携による読書活動の推進 | 読み聞かせボランティア等を対象に研修会兼連絡会を開催し、スキルアップの向上と関係者同士のネットワーク作りを進めた※H29年下半年より開始 ・H29年度 研修会1回・30名、連絡会6回・50名 ・H30年度 研修会1回・37名、連絡会8回・58名 | 読書活動の推進にあたっては、世代・地域を問わず誰でも本に親しむ機会を提供することが重要である。しかしながら、図書施設までのアクセス、施設の蔵書保管状況などのハード面、地域ごとの読書ボランティアの活動状況が異なる現状にある。 | 従来の図書館(室)での本貸出業務から、移動図書館車の巡回、電子図書館及びデジター図書※の充実により、読書活動がより身近な生活の一部となるよう推進していく。 ※電子図書館・インターネットを活用した図書の閲覧 ※デジター図書・音声による朗読図書 | 同内容で継続 |

| 区分 | 指標 | 単位 | 成果指標 | | | | | 目標値 | |
|---------|-----------------------------|-----|------------|-----|------|------|-----------|-----|----|
| | | | 策定現状値 | | 実績値 | | | R2 | R7 |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | | | |
| まちづくり指標 | しそく学びパスポート所持者数【累計】 | 人 | 180 | 192 | 207 | 212 | 210 | 235 | |
| | 生涯学習センター登録団体数 | 団体 | 70 | 64 | 62 | 61 | 75 | 75 | |
| | 市民1人あたりの図書貸出冊数 | 冊/年 | 2.7 | 3.1 | 3.08 | 3.44 | 3.0 | 3.0 | |
| KPI | 自治会活動・子ども会活動など地域活動に参加する人の割合 | % | 61.5 (H25) | - | - | 69.1 | 70.0 (R1) | - | |

基本施策26 文化・芸術活動の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|------------------------|---------------------------------------|---|---|--|---|
| ① 歴史と文化資源の保全・活用 | 地域の歴史や文化への理解を深める学習機会の提供 | <p>粟粟学講座を開催し、歴史や文化、郷土への理解を深める機会を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28年度:6回・308名 ・H29年度:5回・319名 ・H30年度:6回・308名 | <p>粟粟学講座について、テーマや講師(専門に研究している人が少ない)のマンネリ化が課題。</p> | <p>市内の歴史や文化について、より多くの市民が興味を持つきっかけづくりが重要であると考え、講座企画にあたっては、専門性の追求に偏ることなく、歴史文化を身近に感じることのできる内容のものとのバランスよく組み合わせることで多様なニーズに対応していく。</p> | 同内容で継続 |
| | 文化財や伝統芸能などの保存 | <p>市内の各地域に伝わる獅子舞及び指定文化財などの保存団体に対する助成を行うことで文化財や伝統芸能などの保存について支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統民俗芸能保存活動補助事業 14団体・総額533千円(H30年度実績) ・指定文化財管理補助事業 3団体・3,373千円(H30年度実績) | <p>伝統芸能保存団体の構成員の高齢化が進み、団体の存続が難しくなっている地域もある。現状では、財源面(補助金交付)での支援が中心で、団体運営の助言活動までは行っていない状況である。建造物、史跡、考古資料など古文書関係以外の歴史資料については、資料を整理しながら指定候補物件としてリスト化していく必要がある。中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」と題して、今後の地域における社会教育のあり方を示している。この中で、文化財や歴史展示施設などを学校教育や観光振興にも活用する幅を広げることが必要と提言されているが、現在のところ関係施設が市内に点在していること、施設の老朽化などの状況もあり十分な活用がなされている状況に至っていない。</p> | <p>文化財の中には、個人や民間団体等が所有する資料等もあるが保存には多くの費用を伴うことから、該当の所有者に対し国県の補助制度について積極的に情報提供を行いながら、指定文化財の保護、未指定文化財の調査、古文書資料整理等を行い貴重な歴史資料を後世に継承する。また、整理した文化財等を学校教育や観光振興にも活用することを検討していく。</p> | 同内容で継続 |
| | 関係機関等との連携を図った歴史や伝統文化の保存、継承 | <p>県と協力し、千種のたたら製鉄に関するフォーラムを開催した。</p> <p>「播磨のたたら製鉄」の研究成果を広く県民で共有するフォーラムを平成29年度から実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度参加人数合計270名(姫路会場:100名、粟粟会場170名) | | | 同内容で継続 |
| ② 地域の文化・芸術活動の推進 | 文化・芸術活動の発表機会や場所の提供 | <p>山崎文化会館については、建築後30年以上となり経年劣化が進行する状況の中、不具合箇所の調査のもと年次計画による修繕対応をすすめ、市美術展、秋のふれあい文化祭など文化活動の拠点施設としての役割を果たしている。</p> | <p>山崎文化会館について、外壁及び屋根の経年劣化が進み修繕が必要となってきている。</p> | <p>引き続き、市の文化芸術活動の拠点である山崎文化会館の維持管理と運営上の助言指導に取り組むとともに、芸術文化芸能などのさらなる発展のため、適切な支援を行う。</p> | 同内容で継続 |
| | 文化・芸術活動グループや団体への交流の場の提供、自主運営に向けた取組の支援 | <p>市民の自主的な文化芸術活動の促進を目的に、粟粟市文化協会への支援、芸術文化奨励金の支給などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化協会活動補助事業 2,510千円(H30年度実績) ・秋のふれあい文化祭運営補助事業 1,150千円(H30年度実績) | <p>文化芸術活動に取り組む団体が増えていくことが重要であると考え、各種イベント(同種・異種問わず)と開催時期や場所の重複が見られる。また、活動団体の構成員の高齢化が進行する一方、後継者の育成が共通した課題であるが、持続可能な団体活動を目的とした指導助言や情報提供のアドバイスが十分に行っていない現状である。</p> | <p>近隣市町との文化芸術活動の連携を含め、類似団体間の交流による情報交換や課題の共有を促進することで、人口減少と高齢化が同時に進行する社会の中で持続可能な組織作りにつなげていく。</p> | 同内容で継続 |
| | 粟粟市の歴史や伝統、文化等に関する情報の発信 | <p>従来の市広報での記事掲載に加え、市ホームページやSNSでのイベント情報やニュースの発信を行い、広く市外へも情報発信を行った。</p> | | | <p>これまでの情報発信の取組に加えて、市外の方々との文化芸術活動を通じた交流による活動の活性化を目的として、県内の展示会等のイベント情報サイト等の活用について検討する。</p> |
| ③ 国際交流活動の推進と異文化への理解 | 外国人が住みやすい環境づくり | <p>国際交流協会の活動を支援することにより、交流イベントが実施され、粟粟市で暮らす外国人と日本人が交流する場を提供することができた。</p> | <p>本市の国際交流の取組は国際交流協会が主で担っており、例年どおりの事業が実施されている。協会員数は現状維持となっているが、国際交流協会自身の方向性を定めることや単なる交流機会の提供だけでなく生活面でのサポートも含めた活動など、さらなる活動充実の検討が必要。</p> | <p>会員確保のための情報提供を図るとともに、国際交流協会がより主体的な事業展開ができるよう、引き続き行政がサポートしつつ、協会員がやりたいこと、特に若い協会員の取組の盛り上げの後押しなどを推進することで、外国人市民同士、日本人との交流など多様な交流機会の確保につなげる。</p> | 同内容で継続 |
| | 国際交流協会の活動支援、国際交流活動の推進 | <p>国際交流協会の活動支援や各種問い合わせへの対応により、交流イベントであるお茶とルームや英会話教室、日本語教室、国際ふれあい祭りといった国際交流事業を推進することができた。</p> | | | |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|---------------------|-----|---------|--------|--------|--------|---------|---------|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 文化芸術施設入場者数【延べ】 | 人/年 | 107,120 | 98,910 | 90,040 | 96,611 | 107,700 | 108,200 | |
| | 指定文化財件数【累計】 | 件 | 113 | 113 | 113 | 115 | 119 | 124 | |
| | 外国人との交流イベント参加者数【延べ】 | 人/年 | 718 | 716 | 324 | 612 | 790 | 860 | |

基本施策27 スポーツ活動の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 | 成果指標 | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------------------------|---|--|---|--|---------|-----------------------------|--|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| | | | | | | 指標 | 単位 | 実績値 | | | | 目標値 | | | |
| | | | | | | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | | |
| ① 生涯スポーツ活動の推進 | 市民のスポーツ活動への参加促進、スポーツ活動の場の提供 | スポーツ施設使用料の減免やラジオ体操の普及、宍粟市スポーツ推進委員会が進めたウォーキングコースの設定などを通じ、市民誰もが個々に応じたスポーツ活動を促進することで健康の維持増進、青少年の健全育成、高齢者の介護予防、地域交流の増進が図られ、住んでよかったと思える「元気な宍粟」のまちづくりを推進した。また、さつきマラソン大会及び市宍粟市ロードレース大会を地域住民の協力を得て開催したことで市内外ランナーへのもてなしや宍粟の自然を満喫してもらい、スポーツを通じた交流と宍粟のPRにつながった。 | スポーツ施設使用料の減免は、中学生以下の利用が多い傾向にあり、今後は少子化の影響でゆるやかに減少することが予想されるため、高齢者や障がい者も含めた利用啓発が必要。ラジオ体操の推進は、しーたん通信によるラジオ体操の放送が認知されてきたが、さらなる効果的な実施に向けて、実施事業者の把握や指導者の養成が必要。(しーたんチャンネルで放送するためには有資格者の指導員が必要)ウォーキングコースが少なく、市内全域での整備に至っていない。さつきマラソン大会、宍粟市ロードレース大会は関係機関の調整やボランティアスタッフの確保が必要。スポーツクラブ21について、各クラブによって活動状況にばらつきがみられるため、自主的な活動の促進が必要。 | スポーツ推進員との連携を図りつつ、生涯スポーツ活動への関心を高め、積極的な参加と日常的に運動を行う習慣を身につけるため、スポーツや健康づくりに対する意識や機運を高めることで、気軽にスポーツに取り組む雰囲気をつくり、スポーツ立市宣言につなげ、スポーツを通して「元気な宍粟」の実現をめざす。具体の展開として、減免制度も活用しながらスポーツ施設の利用促進を図るとともに、ラジオ体操について、指導員資格取得の促進や市スポーツ大会の準備体操としての活用など、市民、事業所等への普及啓発を推進する。ウォーキングコースについて、各地域の保健福祉センターを拠点としたコース設定や、地域で取り組めるウォーキングの促進を図るとともに、市外からの集客がある宍粟市ウォーキング大会、さつきマラソン大会、宍粟市ロードレース大会を今後も継続して実施する。スポーツクラブ21について、クラブへの運動備品の配布などにより、活動の活性化を図る。 | 同内容で継続 | まちづくり指標 | スポーツ施設利用者数【延べ】 | 人/年 | 152,350 | 150,964 | 149,084 | 145,687 | 現状値より増加 | H32より増加 | |
| | | 選手、指導者の育成強化 | 体育協会やスポーツ団体などの活動を支援し、関係機関と連携のもと、少年期からのスポーツの意欲と競技力の向上を図るためスポーツ大会を実施した。また、体育協会と連携して、オリンピックメダリストなど各競技のトップアスリートを招いた教室などを実施し、技術力はもとより、考え方や心構えなどを学ぶ貴重な機会を提供し、子どもの育成と競技スポーツの強化を図ることができた。また、指導者講習会を開催し、指導に生かせるトーク術(ほめて伸ばす)を学んだ。 | 指導者の研修機会や育成について、さらなる機会や回数、競技種目の拡充など、指導者の育成に力を入れることが必要。 | スポーツ団体の活動支援、スポーツ大会の実施継続、有名選手や指導者を招聘した教室や講習会等の実施など、競技スポーツの選手、指導者の育成を強化する。 | | 同内容で継続 | スポーツや競技で全国大会等に出場する個人または団体数 | 件/年 | 36 | 43 | 48 | 54 | 現状値より増加 | H32より増加 |
| | | スポーツ大会出場奨励金制度の活用推進 | スポーツ大会出場奨励金制度により、全国大会などに出場する選手や団体に奨励金を支給するなど支援を行い、出場者も年々増加している。 | スポーツ大会出場奨励金制度の利用は若年層が中心であり、高校卒業と同時に市外へ転出する若者が少なく、今後はゆるやかに減少していくことが予想されるため、若い世代を地域で育て、指導者や協会役員に登用するなど地元で活躍できる場を提供することが必要。 | 市民の競技スポーツの推進と青少年の健全育成を図るため、引き続きスポーツ大会出場奨励金制度の利用を促進するとともに、選手、指導者等として地域に還元されるよう利用者への啓発を図る。 | | 同内容で継続 | 地域の観光資源を活用したスポーツイベント参加者数(音水湖カヌー利用者数)【延べ】 | 人/年 | 7,469 | 7,868 | 10,455 | 9,027 | 10,000 | H32より増加 |
| ② 競技スポーツの強化と振興 | 競技スポーツ大会の誘致 | 競技スポーツ大会の誘致活動として、メイプルスタジアムでの高校野球の西播磨地区予選大会や音水湖カヌー競技場でのカヌー競技大会(カヌースプリントジュニア海外派遣選手最終選考記録会、U23海外派遣選手選考会、県高校総体カヌー競技、近畿高校総体カヌー競技、国体近畿ブロック大会、関西学生カヌー選手権大会、県高校カヌー新人選手権大会)の誘致に成功しており、特にカヌースプリント競技は、県大会をはじめ、近畿予選会や関西学生選手権、全国規模の大会を誘致でき、ワールドマスターズゲームズ2021関西カヌー(ポロ)競技会の会場地に決定した。 | 東京2020オリンピック・パラリンピックのカヌー合宿地の誘致を進めているが、市民に関心をもってもらえるような周知啓発ができていない。 | カヌー競技など競技スポーツ大会の誘致活動と、市外に向けた音水湖の知名度向上、市民へのワールドマスターズゲームスや各種カヌー大会などの周知啓発を進めます。 | 同内容で継続 | KPI | 日常的にスポーツ活動、健康づくり活動に取り組む人の割合 | % | 25.3 | - | - | 34.2 | 35.0(H31) | - | |

基本施策27 スポーツ活動の振興

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|--------------------------|----------------|---|--|---|--------|
| ③ 地域の観光資源を生かしたスポーツの推進 | 観光振興につながる取組の推進 | <p>(カヌー競技場の整備) H29: 救助艇1艇、審判艇2艇、自動発艇装置1基、発艇審判台他一式、駐車場一式他 H30: カヌーコース更新1,000m×9レーン、浮島整備一式、発艇審判台他一式他 (カヌー競技の大会) H28: 兵庫県高校総体、兵庫県カヌースプリント新人選手権、関西カヌースプリント選手権(H28のみ) H29: H28に加え、近畿高校総体カヌー競技、関西学生カヌー選手権大会 H30: H29に加え、カヌースプリントジュニア海外派遣選手選考記録会 H31: H30に加え、選手最終選考と同時開催のU23海外派遣選手選考記録会と団体近畿ブロック大会 ・競技場の整備に加え関係団体への働きかけにより、競技大会等の誘致を増やすことができた。 (音水湖カヌーまつり) ・H23から毎年7月下旬に開催。(H30は豪雨の影響で中止) ・カヌーを通じたイベントを行い、音水湖のPRにつなげている。</p> | <p>競技大会等の開催地は、会場設備等により主催団体が選考するため、ある程度の競技場整備が必要となる。これまでの取り組みで、西日本では有数の競技場として認知され大きな大会を誘致することができているが、大会時に常設の公衆トイレが不足している。</p> | <p>今後は、音水湖を活用したカヌー競技が安心・安全に行えるように支援を継続しつつ、開催可能な競技大会の誘致を積極的に行いながら、音水湖をカヌーのメッカとしてさらにPRしスポーツと観光を融合した取組を継続し、地域のにぎわい創出につなげていく。大会時の常設トイレの設置については立地条件的に難しいことから、引き続き臨時のトイレ設置で対応していく。 また、2020東京オリンピックにおいて、カヌー競技海外選手団の事前合宿地の誘致にも取り組む。</p> | 同内容で継続 |
| | | <p>市内の小学生等を対象としたカヌー体験教室や伊和高校カヌー部の活動など市民による利用と合わせ、大会を通じたトップクラスの選手による活用、カヌーまつりの実施など音水湖でのカヌーを通じた集客等を図った。 スポーツ推進員による冬のスキー教室を実施し、宍粟市の地域資源を生かしたスポーツ活動を行うことができた。 さつきマラソン大会、宍粟市ロードレース大会時には商工会で物販をするなど、地域と連携した取組も始めている。</p> | <p>スキーやカヌーなど、地域の観光資源を生かした体験教室等を開催し、一定の効果を発揮していますが、観光施設を活用したイベントなどと連携した新たな仕組みは展開できていない。また、宿泊等を含めた来訪者に対するアメニティの向上などが必要。50名山の活用など、登山についてスポーツとしての位置付けとするかの検討が必要。</p> | <p>スキーやカヌーなど、地域の観光資源を生かした体験教室を継続開催し、しそ森林王国観光協会と連携したイベントなどを計画し、スポーツと観光を融合した取組を推進する。</p> | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | |
|----|------|----|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 |
| | | | | | | | | |

基本施策28 人権教育・啓発の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|------------------------|-------------------|---|---|--|--------|
| ① 人権教育・啓発の推進 | 人権問題への取組みの啓発、周知活動 | 人権啓発に関する講演会や学習会等の開催のほか、教育啓発記事を隔月で広報紙に掲載することで啓発、周知活動を行っている。また、特に若年層の人権意識の高揚を図ることを目的に、平成28年度から若者フォーラムを、平成29年度からS1(エスワン)グランプリを開催している。さらに、人権啓発冊子「そよ風」を市民人権推進員を中心に毎年作成し全戸配付している。 | 人権意識の高揚に向けた各種の講演会や学習会等を実施するが、参加はいつも低調である。やはり、このことは一般的に言われる「人ごと、よそごと、他人事」の思いや、「カタイ、クライ、クリカエシ」というネガティブなイメージからであろうと考えている。また、若者の参加者が少ないことも課題である。人権施策推進計画に基づき、人権文化の息づくまちの実現をめざして取り組んでいるが、いじめ、DV、同和問題にかかる差別意識や偏見、障がいのある人等への差別などに加え、近年ではインターネットによる人権侵害や、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別など、新たな人権課題が生起している現状がある。 | 引き続き、人権施策推進計画の基本的な考え方を、今後の施策に反映させ、実施する。 実施にあたっては、左記の課題にあるように、市民の中にある思いやイメージを払拭する必要があることから、「市民一人一人の人権を尊重し、人権文化の息づくまちを実現する」という展望を持ちながら、以下について取り組む。 ・人権とはすべての人が平等で幸せに、健康で豊かに生きていける営みであると理解し、人権課題を見つめ、自分と重ね合わせることで、考え、行動・態度につなげる。 ・「好感」「共感」「親近感」が持てるように、正しく学びを深める。 ・各種イベント等への参加者の増加、特に若者の参加者を増やすために、わかりやすく、できるだけ面白い企画を検討し実施する。 | 同内容で継続 |
| | 人権意識の高揚 | 各地区の生涯学習推進協議会及び自治会等において、人権啓発ビデオを用いた学習会等を行うとともに、8月人権推進強調月間及び12月人権週間には各旧町域で関連の講演会や映画上映会等を実施するなど、人権意識の高揚をめざし取り組むことができた。 | | | |
| ② 人権擁護（相談・救済）の充実・支援 | 人権相談への適切な対応や指導、支援 | 相談窓口の利便性向上を目的に中央防災センターへ相談機能を移転（H29年10月）するとともに、相談員を増員するなど充実を図った。 | | | |
| | 地域やボランティアなどとの連携強化 | 龍野人権擁護委員協議会中央部会をはじめ、市民人権推進員、人権教育促進連絡協議会などと連携し、特設人権相談所の開設や、若年層の人権感覚を刺激できるような啓発事業など、人権が生活のあらゆる場面で尊重され、誰にとっても住みやすいまちづくりを進めた。 | | | |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|-------------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 人権学習会等の実施回数 | 回/年 | 167 | 171 | 167 | 174 | 173 | 178 | |

基本施策29 男女共同参画の推進

| 個別施策 | 行政の役割 | 取組の現状 | 課題 | 展開 | 方向性 |
|--------------------------|-------------------------|---|---|--|--------|
| ① 男女共同参画意識の醸成 | 講演会や講座の開催 | 従前の知識習得・意識改革を目的とした行政からの一方的な内容及び手法から脱却し、少人数制によるステップアップセミナーや映画会の開催など、関心の高いテーマを掲げた啓発手法に切り替えたことで、子育て世代などこれまで啓発事業への参加が低かった市民の興味関心を引くことができ、少しずつではあるが男女共同参画社会の考え方を広めることができた。 | 個人レベルでは、徐々に男女共同参画の考え方が浸透している状況にあると捉えているが、一方で特定の分野(例えば、自治会や地域活動等における男女の役割分担意識、働く場における決定権を持つ女性の割合など)においては、これまでの慣例・慣習による男性優位の状況が残っている。 | 令和元年度中に策定する「第2次男女共同参画プラン」に基づき、積極的に施策に取り組む。 ○第2次プランで改めて強調して取り組む内容 ・固定的な性別役割分担意識の解消 ・男性にとっても意義のある男女共同参画 ・女性のエンパワーメントの推進 ・ワーク・ライフ・バランスの実現 ・防災・復興分野での女性の参画 ・教育関係部署との連携 ・性の多様性に対する理解促進 ○第2次プランを推進するための取組 ・条例の制定 ・市民・企業等との協働 ・市民意識等の把握 ・推進体制と拠点づくり ・国・県等関係機関との連携 | 拡充して継続 |
| ② 画社会の推進 男女共同参 | 審議会委員や市役所管理職への女性登用割合の向上 | 市が設置する審議会等への女性登用割合については32.5%で県内でも上位に位置している。また、市役所管理職への女性登用割合については14.9%でこちらは中位に位置している。いずれの指標についても、概ね目標レベルに達している。 | 市役所管理職への女性登用割合については概ね目標レベルに達しているが、女性登用割合の兵庫県平均(16.3%)には達していない。 | | |
| ③ オDレV(スト)メステイック推進・バイ | DVの根絶に向けた啓発や相談、支援の充実 | 母子生活支援施設等措置事業は、被害者を加害者から保護し、長期的な支援で生活再建をめざす必要がある場合にのみ実施するもので、一時的保護等、早期に適切な支援を行うことができれば、事業の利用にまで至らずに済むことになる。母子・父子自立支援員及び婦人相談員の配置して、DVに関連した様々な相談において、被害者の生活環境の変化にも配慮した支援を行っている。また、市関連施設のトイレ(男女)等での啓発カード設置等の広報活動、家庭児童相談室・警察等の関係機関との連携した支援を行っている。適切な支援によって、母子生活支援施設等措置事業の利用にまで至っていない。 | 関係各所との連携が必要になるが、ケースにより連携する範囲が異なるため、漏れが無いように常に注意が必要である。一時的保護には対応できず、本施策への課題はないが、個人情報保護の観点から、連携する範囲は最小限にとどめる必要があり、相談事例ごとに課題となる。 | いつ事業利用に繋がるか予測できないため、常に事業利用に備える必要がある。個人情報の取扱には注意しながら、関係機関と連携を図っていく。 | 同内容で継続 |

| 区分 | 成果指標 | | | | | | | | |
|---------|-------------------|-----|-------|-------|-------|-------|------|------|--|
| | 指標 | 単位 | 策定現状値 | 実績値 | | | | 目標値 | |
| | | | H26 | H28 | H29 | H30 | R2 | R7 | |
| まちづくり指標 | 審議会・委員会などの女性委員の割合 | %/年 | 30.6 | 30.1 | 30.5 | 32.5 | 35.0 | 35.0 | |
| | 中央市役所における女性管理職の割合 | %/年 | 6.1 | 14.29 | 14.84 | 16.54 | 15.0 | 15.0 | |